第2期
鹿角市自殺対策計画

自分を想う　誰かを想う　つながる　いのち

令和6年3月
鹿　角　市

はじめに

日本の自殺者数は、近年減少傾向にありましたが、令和４年は年間2万人を超える水準で推移し微増傾向にあります。また、秋田県の人口10万人あたりの自殺死亡率は3年ぶりに全国でワースト1位となり深刻な状況であります。

本市の自殺者数は平成25年の16人をピークに減少傾向にあり、人口10万人当たりの自殺死亡率は、秋田県の数値を下回っています。しかし、毎年、かけがえのない命が自らの選択により失われている現状に変わりありません。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域や職場のあり方の変化など様々な要因と、その人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。

本市では、自殺対策基本法やこれまで取り組んできたこころの健康づくりに関する事業を踏まえ、実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、平成31年に「自分を想う　誰かを想う　つながるいのち　鹿角市自殺対策計画」を策定し、5つの基本目標を掲げ対策を講じてまいりました。

このたび、これまでの取組みや国の自殺総合対策大綱を踏まえ、計画の見直しを行い、第2期計画を策定いたしました。第2期計画では、5つの基本目標の「ライフステージ別の支援」に着目するとともに、意識調査結果などから顕在化した働き盛り世代や高齢者における課題についても必要な対策を講じていくこととしております。

今後も、本計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない自殺者0（ゼロ）のまち」を目指すため、家庭、学校、職場、地域コミュニティ、民間団体等と連携し、それぞれの役割を踏まえながら、より総合的かつ効果的に自殺対策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なるご協力をいただきました鹿角市自殺対策計画策定懇談会の委員をはじめ、多くの皆様に対し、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

鹿角市長　関　　厚

目次

01 自殺対策計画の概要 ----- 1

-1- 計画策定の背景 ----- 2
-2- 計画の位置づけ・期間 ----- 3
-3- 計画の策定体制 ----- 4
-4- 計画の数値目標 ----- 5

02 鹿角市の現状 ----- 6

-1- 自殺死亡率の推移 ----- 7
-2- 自殺者数の推移 ----- 7
-3- 男女別自殺者数の割合 ----- 8
-4- 男女別・年代別自殺者数 ----- 8
-5- 仕事有無別自殺者数の割合 ----- 9
-6- 自殺者における未遂歴の有無 ----- 10
-7- 自殺原因・動機別自殺者数 ----- 11
-8- 「こころの健康づくりアンケート」結果 ----- 12
-9- 「こころの健康づくりに関する意識調査」結果 ----- 17

03 自殺対策への取組み ----- 32

共通理念 ----- 33
基本施策
-1- 地域におけるネットワークの強化 ----- 34
-2- 住民への周知と啓発 ----- 35
-3- 児童・生徒のSOSの出し方・受け方教育 ----- 36
-4- 自殺対策を支える人材の育成 ----- 39
-5- 生きることの促進要因への支援 ----- 41
ライフステージ別の支援（基本施策1～5における共通項目） ----- 45

04 優先すべき対策 ----- 46

重点施策 1 子ども・若者への支援 ----- 47
重点施策 2 働き盛り世代・高齢者への支援 ----- 48
重点施策 3 生きやすい価値観の醸成 ----- 50
重点施策 4 相談機関へのアクセス ----- 51
重点施策別指標一覧 ----- 52
重点施策別事業計画 ----- 53

05 生きる支援に関連する事業 ----- 54

-1- 既存の研修等と連携した支援（自殺対策）の推進 ----- 55
-2- 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供 ----- 55
-3- 調査・分析結果の活用 ----- 57
-4- 様々な分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解促進 ----- 57
-5- 多機関の連携による支援体制の強化 ----- 58
-6- 既存の生きることに対する包括的な支援を継続 ----- 60

06 計画の推進体制 ----- 66

計画の推進体制 ----- 67

資料

自殺総合対策大綱 ----- 69
相談先一覧 ----- 71
鹿角市自殺対策計画策定懇談会設置要綱 ----- 73
第2期鹿角市自殺対策計画策定懇談会委員名簿 ----- 74
自殺対策計画策定の経過 ----- 75

01

自殺対策計画の概要

-1- 計画策定の背景
-2- 計画の位置づけ・期間
-3- 計画の策定体制
-4- 計画の数値目標

-1- 計画策定の背景

我が国における年間の自殺者数、自殺死亡率は減少傾向にあったものの、令和4年は年間2万人を超え、微増傾向にあります。また、秋田県の自殺死亡率は全国で3年ぶりにワースト1位となり深刻な状況です。

本計画策定の根拠である自殺対策基本法は、平成28年の改正で、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、地域自殺対策計画を策定することとされました。平成31年に本市においても第1期自殺対策計画を策定し、計画に掲げた様々な自殺対策に取り組んできました。

また、国の自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」の令和4年の見直しで、時代背景に即した対策を推進するための指針が示されたことを受け、本市においても第1期計画における活動等を振り返るため、「こころの健康づくりに関する意識調査」を実施し、5年間の活動等を評価しました。

本市における令和4年の自殺者数は5人、自殺死亡率は17.5であり、秋田県全体の自殺死亡率22.6と比較して低い結果となりました。しかし、全国値の17.4に近づいているため、より一層自殺対策を進めることで自殺者数0人を目指すとともに、意識調査の結果から新たに顕在化した働き盛り世代や高齢者等における課題についても必要な対策を講じていく必要があります。

「第2期鹿角市自殺対策計画～自分を想う　誰かを想う　つながる　いのち～」では、この顕在化した課題に対する施策を新たに追加し、行政、家庭、学校、職場、地域コミュニティ、民間団体等が連携し、それぞれが役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策を推進します。

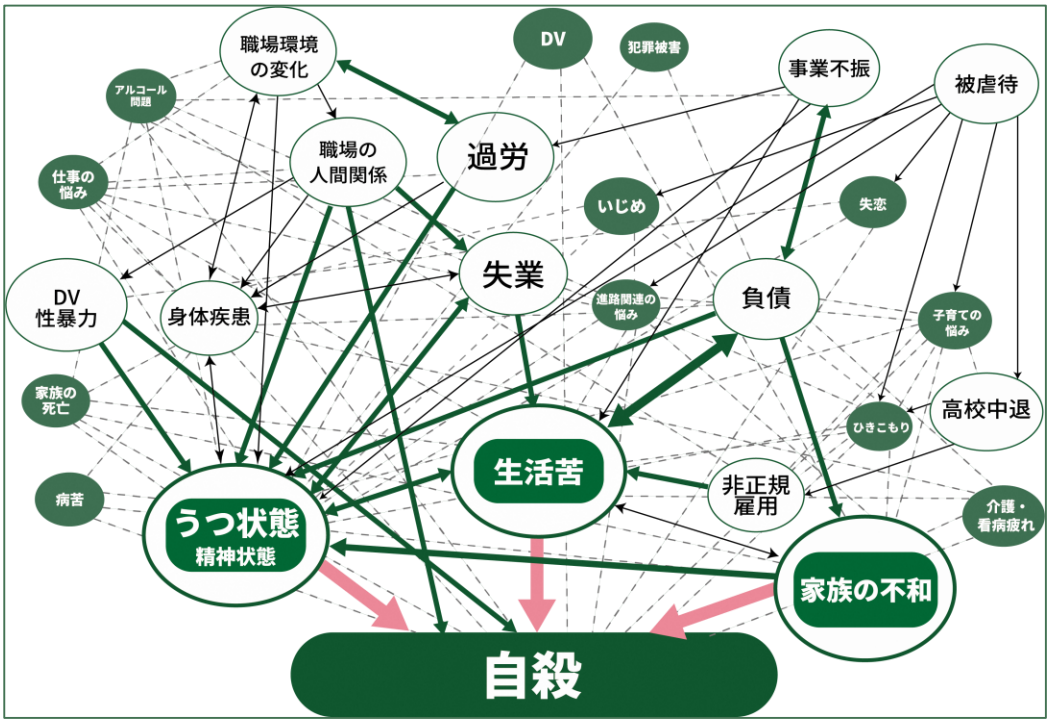

NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書2013」を一部改変

-2- 計画の位置づけ・期間

本計画は、自殺対策基本法第13条第２項に基づいた「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」及び「第２期秋田県自殺対策計画」を踏まえた内容で構成しました。

上位計画である「第７次鹿角市総合計画」 及び「地域福祉計画・地域福祉活動計画」のほか、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの貧困対策計画」「健康かづの21計画」との整合性を図り、自殺対策に関連しうる様々な施策を総合的に推進します。

本計画の期間は、令和６年度から令和10年度の５か年計画であり、令和10年度に本計画の評価及び見直しを実施します。

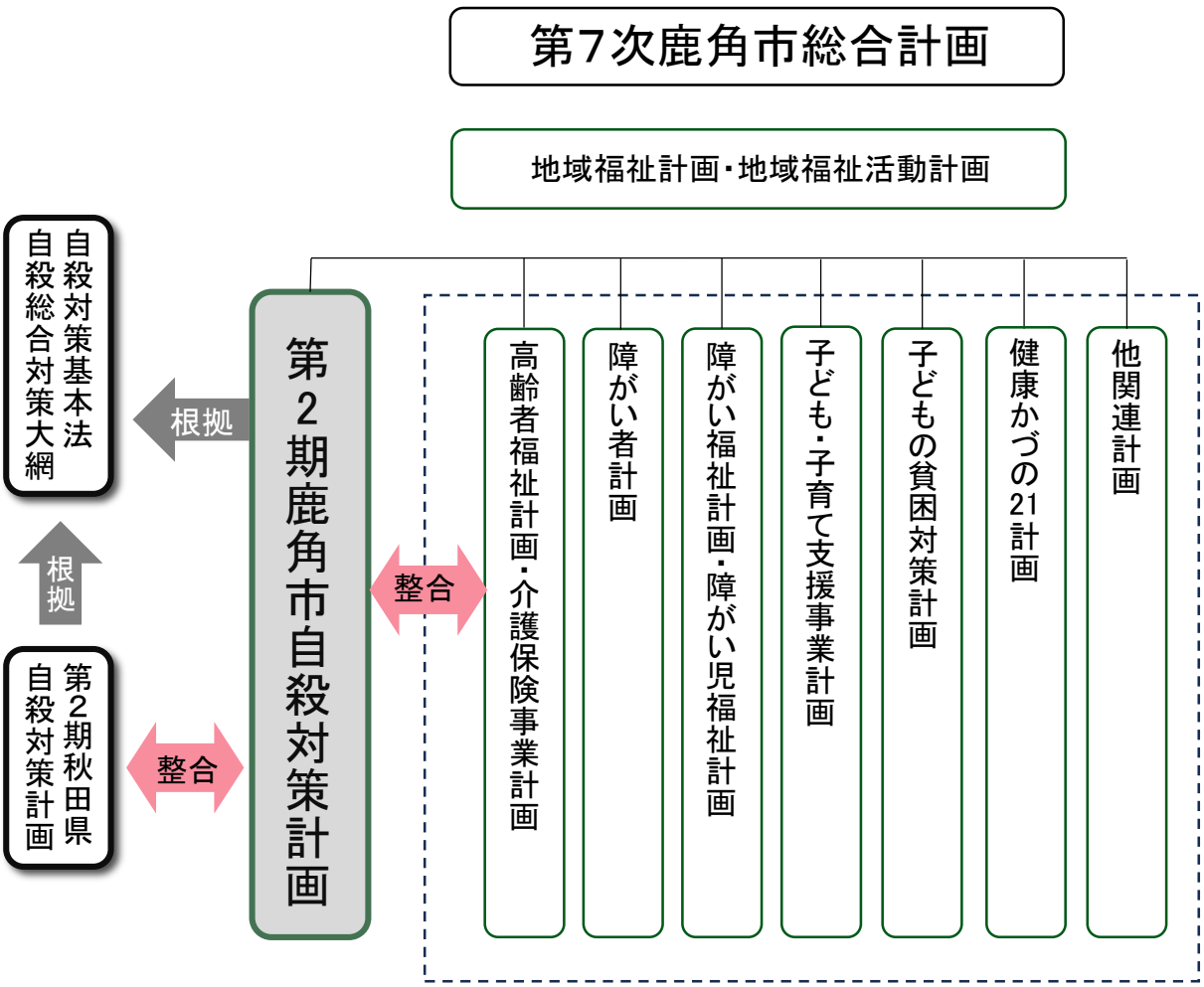

-3- 計画の策定体制

本計画は、策定懇談会設置、こころの健康づくりアンケート等を実施して策定しました。

1. 部課長会議
本計画の策定において、市長及び庁内の部課長を中心とした会議で、計画策定に関する進ちょく管理及び自殺対策に関する情報共有等を行いました。

2. 庁内連絡会議
計画策定に関して庁内関係部署と情報共有と意見交換を行いました。

3. こころの健康づくりアンケートの実施
アンケートは、令和5年6月に、小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒を対象に実施しました（詳細は13から17ページを参照）。

4. こころの健康づくりに関する意識調査の実施
令和5年7月に、市民1,500人を対象に実施しました（詳細は18から32ページを参照）。

5. 自殺対策計画策定懇談会
計画策定に関して、令和5年10月及び12月に関係機関・団体との情報共有と意見交換を行いました。

6. 秋田大学自殺予防総合研究センターとの共同分析
本計画は策定過程において、本市の特性について秋田大学自殺予防総合研究センターと共同分析を行いました。

7. パブリックコメントの実施
広く市民の意見や要望等を収集するため、令和6年1月11日から令和6年2月9日までパブリックコメントを実施しました。

8. 自殺予防対策連絡協議会
鹿角市自殺予防対策連絡協議会において、関係機関・団体と本計画の進ちょく状況及び今後の自殺対策について情報共有と意見交換を行いました。

9. 庁議
市長、副市長、教育長及び庁内の部長で構成する会議で、計画の審議、調整を行い、市全体で相互に密接な連携のもと推進することを確認しました。

-4- 計画の数値目標

自殺総合対策大綱の最終目標は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は当面の目標として、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させるため、平成27年を基準として令和8年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを目標値に設定しています。

本市の令和4年の自殺者数は5人であり、平成25年と比較して11人減少しています。自殺死亡率は17.5であり、計画策定時の平成30年の26.4と比較し、8.9ポイント減少しており、一番高かった平成25年の48.7と比較して大幅に減少しています。

本市では「誰も自殺に追い込まれることのない鹿角市」を目指して「令和10年度までに自殺者数0人」を目標とし、自殺対策の重点施策・事業を進めていきます。

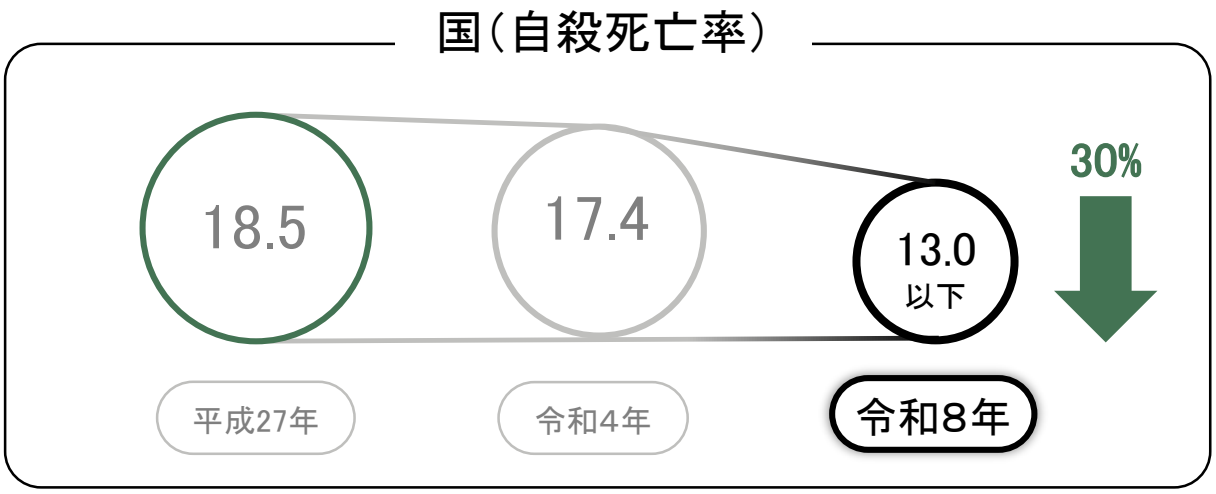

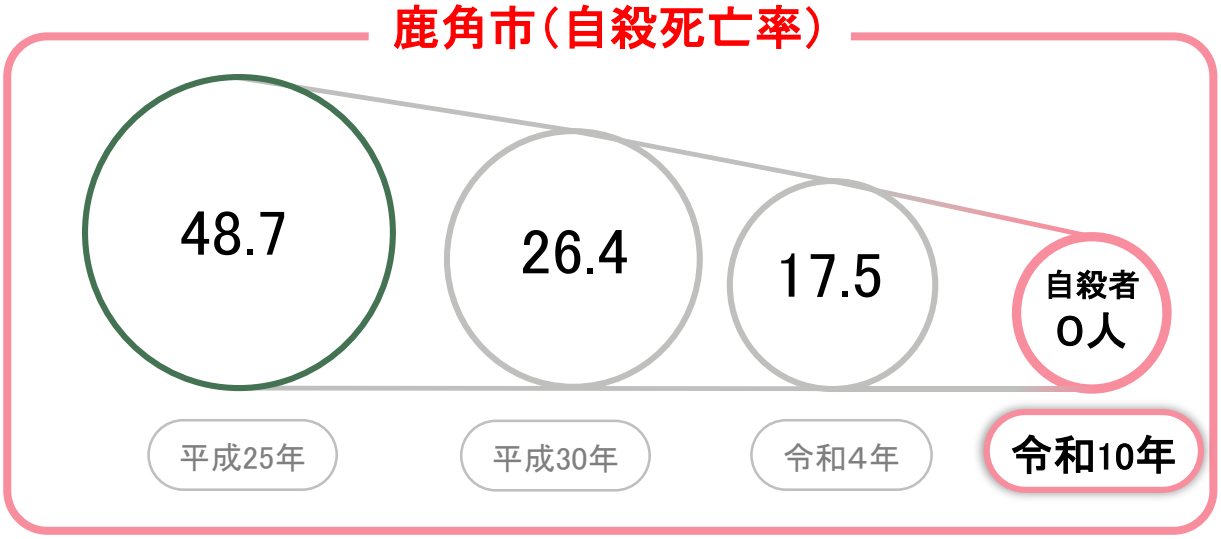

※自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数を示す（自殺者数÷人口×100,000人）。

02

鹿角市の現状

-1- 自殺死亡率の推移
-2- 自殺者数の推移
-3- 男女別自殺者の割合
-4- 男女別・年代別自殺者数
-5- 仕事の有無別自殺者数割合
-6- 自殺者における未遂歴の有無
-7- 自殺原因・動機別自殺者数
-8- 「こころの健康づくりアンケート」結果
-9- 「こころの健康づくりに関する意識調査」結果

-1- 自殺死亡率の推移（平成25年～令和4年）

図表1　　人口動態統計より作成

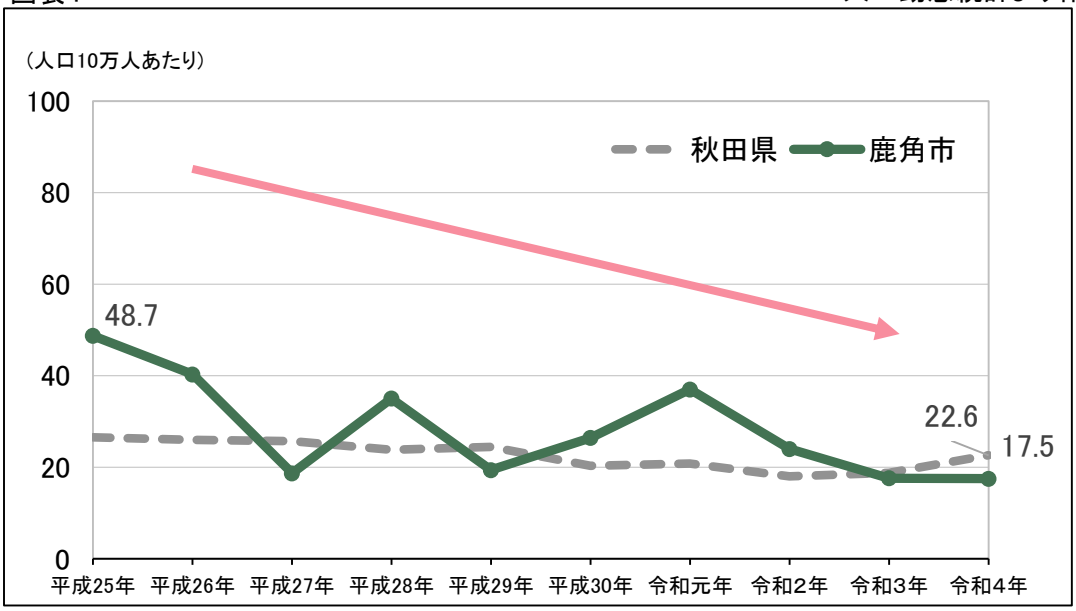

本市の自殺死亡率は平成25年を境に減少傾向であり、令和4年は秋田県の自殺死亡率を下回っています。

-2- 自殺者数の推移（平成25年～令和4年）

図表2　　人口動態統計より作成

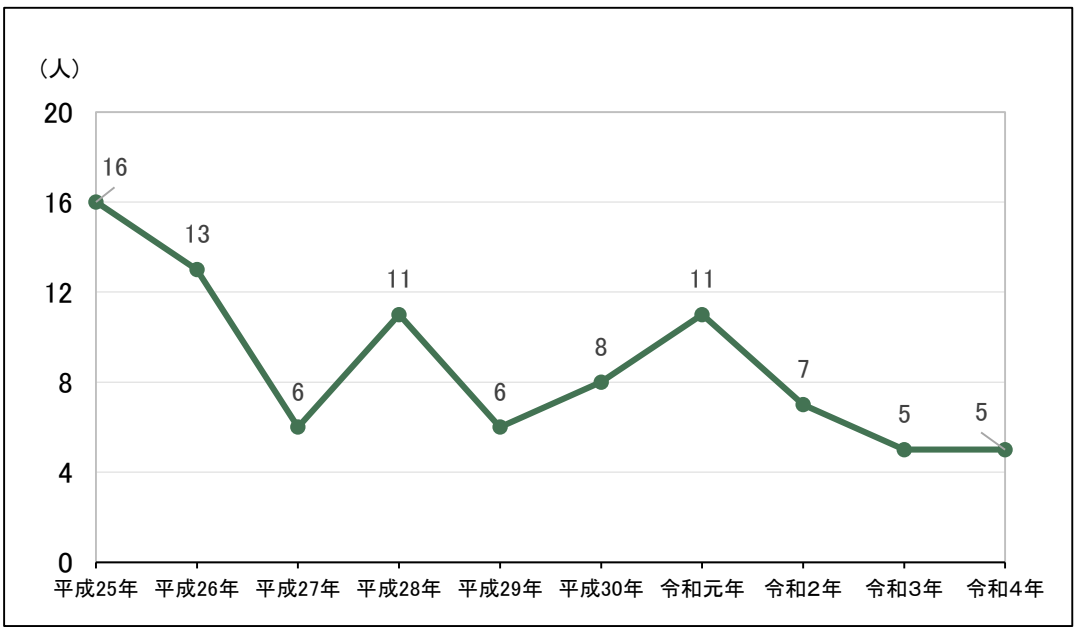

平成25年から令和4年までのうち、平成25年の自殺者数は16人と最も多く、令和4年は5人と減少傾向にあります。

-3- 男女別自殺者数の割合 （平成30年～令和4年）

厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

図表3

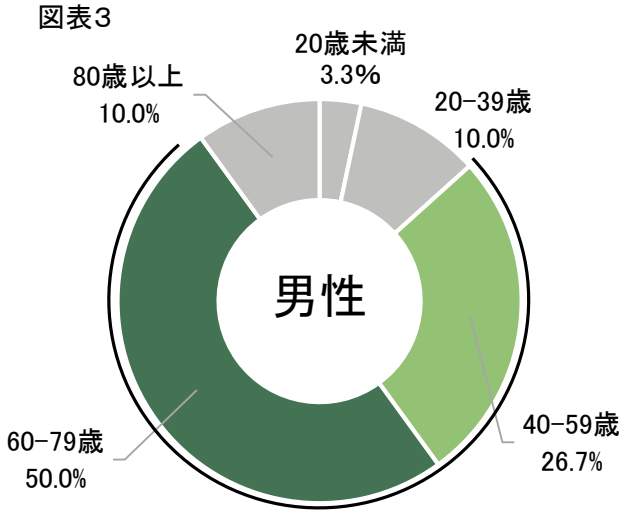

図表4

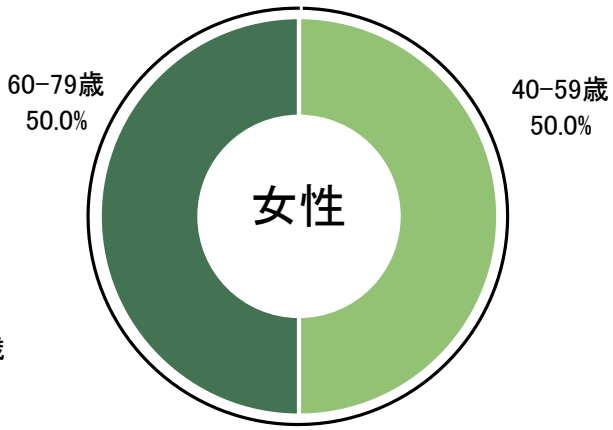

本市の男性の自殺者数は60歳以上の占める割合が多い傾向にあります。
一方で、女性の自殺者数は、男性と比較して少ないものの、40歳以降の女性が多い傾向にあることから、幅広い年代での対策が必要です。

-4- 男女別・年代別自殺者数 （平成30年～令和4年）

厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

図表5

男性						女性					
20歳未満	20-39歳	40-59歳	60-79歳	80歳以上		20歳未満	20-39歳	40-59歳	60-79歳	80歳以上	
0	2	1	3	0	平成30年	0	0	1	0	0	
0	0	3	5	2	令和元年	0	0	1	0	0	
0	0	1	3	1	令和2年	0	0	1	2	0	
0	1	1	3	0	令和3年	0	0	0	0	0	
1	0	2	1	0	令和4年	0	0	0	1	0	

図表5は、性・年代別自殺者数を表しており、人数が多い年代は色を濃く、少ない年代は色を薄く示しています。
本市における男性の自殺者数を経年的にみた場合、60-79歳の男性では令和元年の5人から令和4年は1人と大幅に減少しています。
男性は全ての年代において自殺者がいるため、幅広い年代に対しての対策が必要です。
女性の自殺者数を経年的にみた場合、40-79歳の年代において自殺者が存在していたものの、男性と比較して自殺者数は少ない傾向にあります。

-5- 仕事の有無別自殺者数の割合（平成23年～令和4年）

厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

図表6

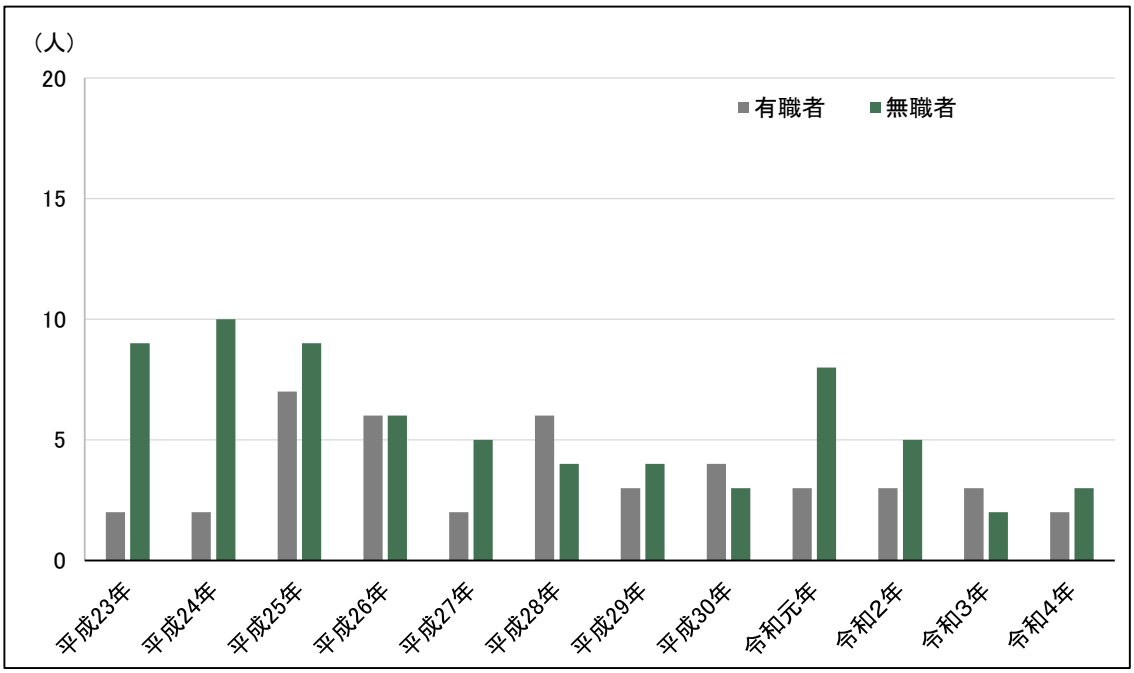

経年的に見た場合、平成23年から平成25年までは仕事がない人の自殺者数が多い傾向にありました。一方で、平成26年以降は、仕事はない人の自殺者数と仕事がある人の自殺者数の差が少なくなっていることから、仕事がある人についても自殺対策が必要です。

-6- 自殺者における未遂歴の有無 （平成30年～令和4年）

厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

図表7

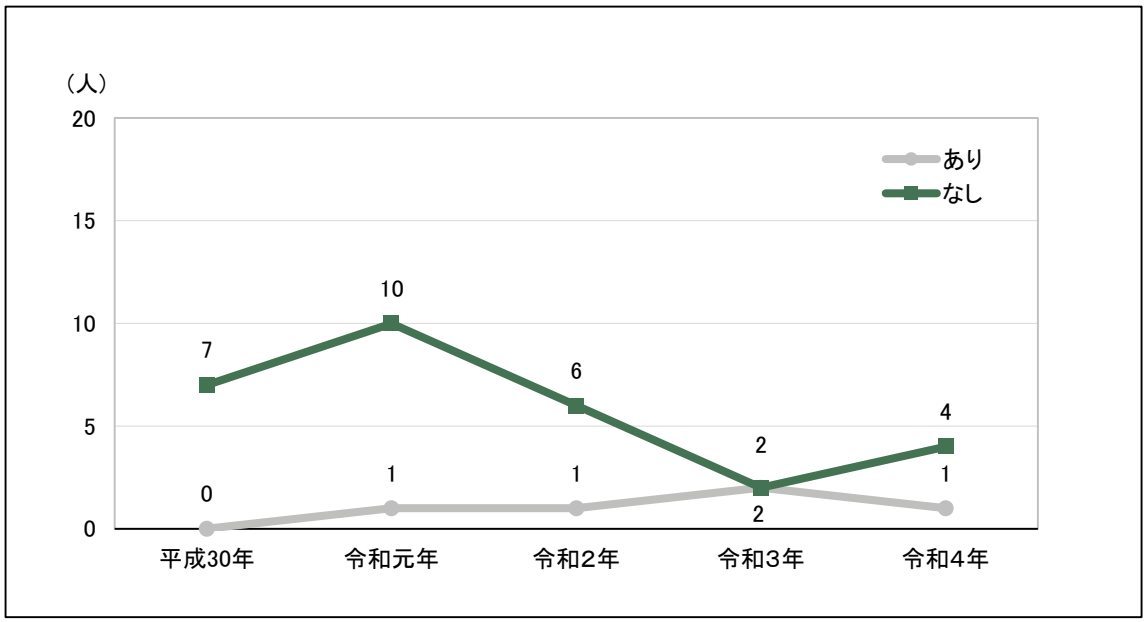

図表8

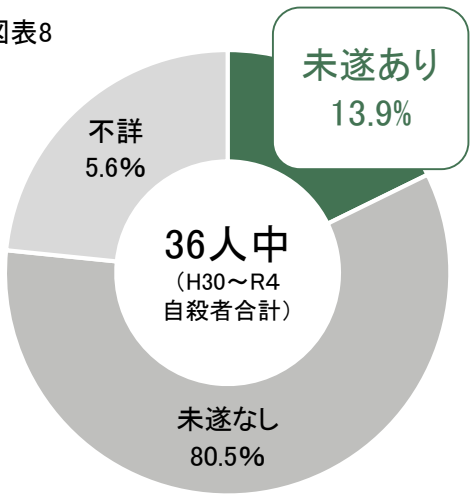

自殺未遂歴は、自殺リスクを予測する要因の一つです。
自殺未遂歴なしの方の自殺が多い傾向にあります。

【自殺未遂と自殺既遂】

自殺未遂…自殺を実行して、結果的に死に至らなかった場合
自殺既遂…自殺を実行し、結果的に死に至った場合

-7- 自殺原因・動機別自殺者数 （平成30年～令和4年）

図表9

厚生労働省　地域における自殺の基礎資料

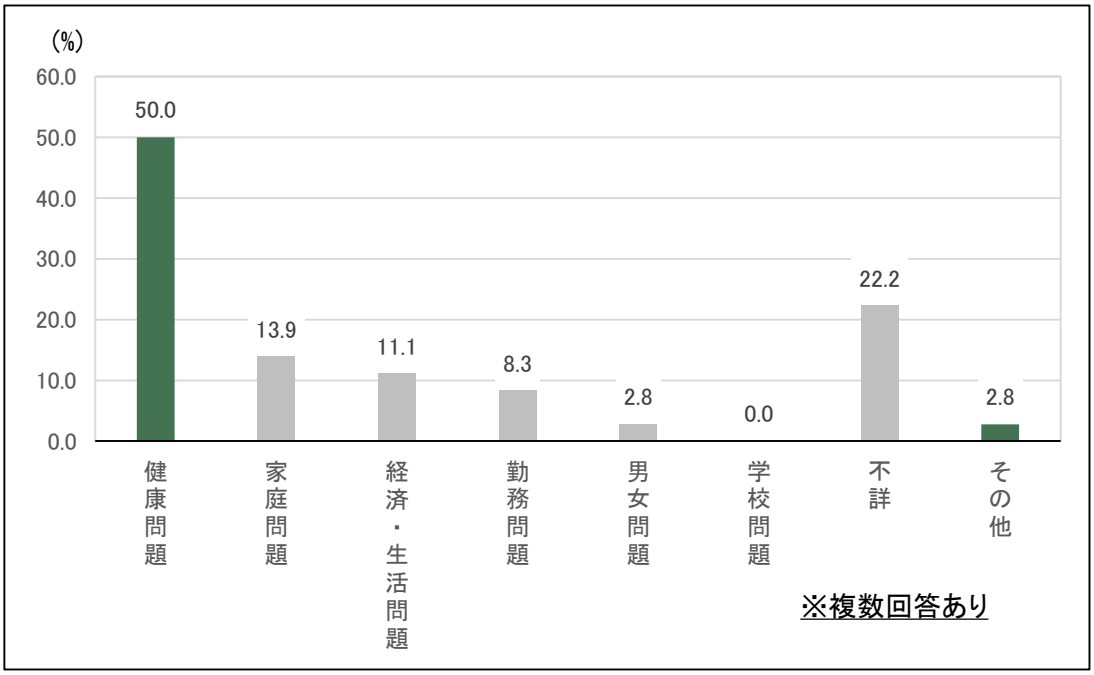

自殺者の原因で最も多い割合を占めるのは、健康問題となっています。次いで、不詳、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題となっています。

-8- 「こころの健康づくりアンケート」結果

調査概要

調査対象　：　鹿角市内の小学校(5年生)、中学校(2年生)、高校(2年生)に在籍する児童生徒
調査対象数：　554人
実施期間　：　令和5年6月22日～7月21日
調査方法　：　QRコードを用いて電子媒体で回答
調査結果　：　有効回答　476人(85.9%)
共同分析　：　秋田大学自殺予防総合研究センター

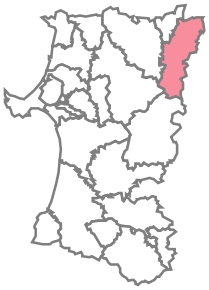

回答者の属性

図表10　　n=476

		人数	構成比
学校の種別	小学校	152	31.9%
	中学校	190	39.9%
	高校	134	28.2%

ストレスの対処方法（小学生）

図表11

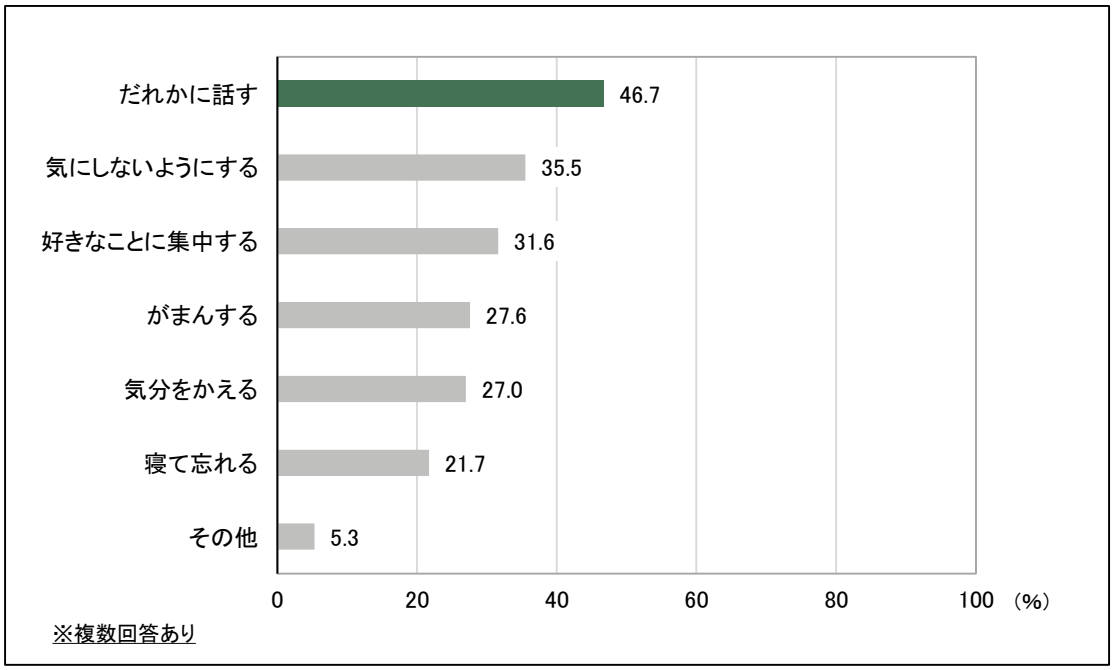

「あなたが悩みを感じたり、困ったとき、どのような行動をとると思いますか」の項目において、小学生では「だれかに話す」と回答した割合は46.7%と最も多い結果になりました。

※図表の中に用いられている“n”は各図表の母数を表しています。

悩みを話す相手（小学生、中学生、高校生）

図表12

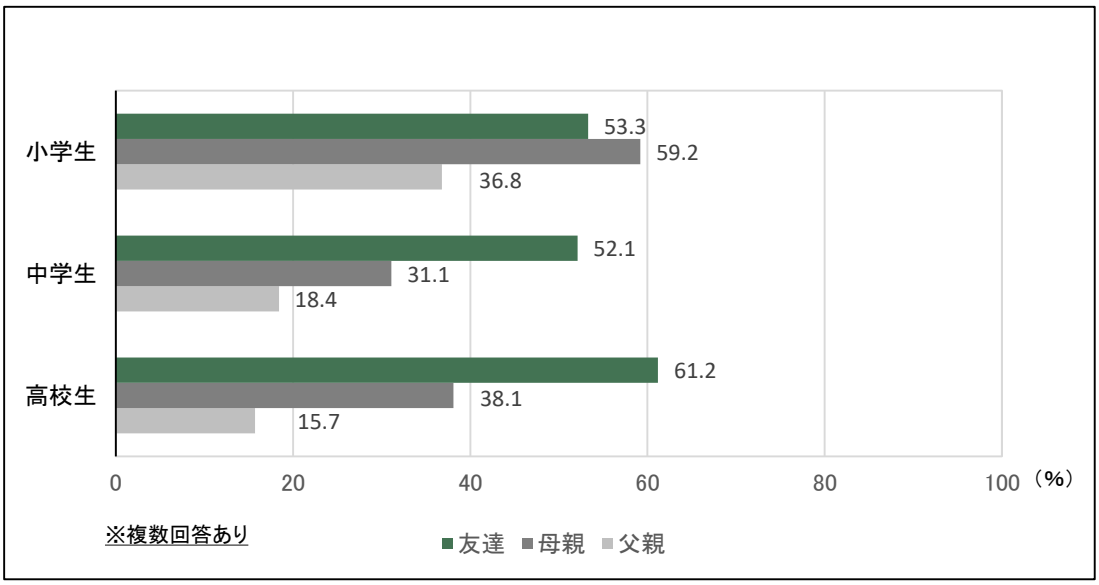

「悩んだときに誰に話したいと思うか」の項目において、「友達」と回答した割合は小学生、中学生、高校生すべてにおいて5割以上となりました。
また、「母親」「父親」と回答した割合は年齢が上がるほど低くなる傾向があります。

知らない人に話したくない割合（小学生、中学生、高校生）

図表13

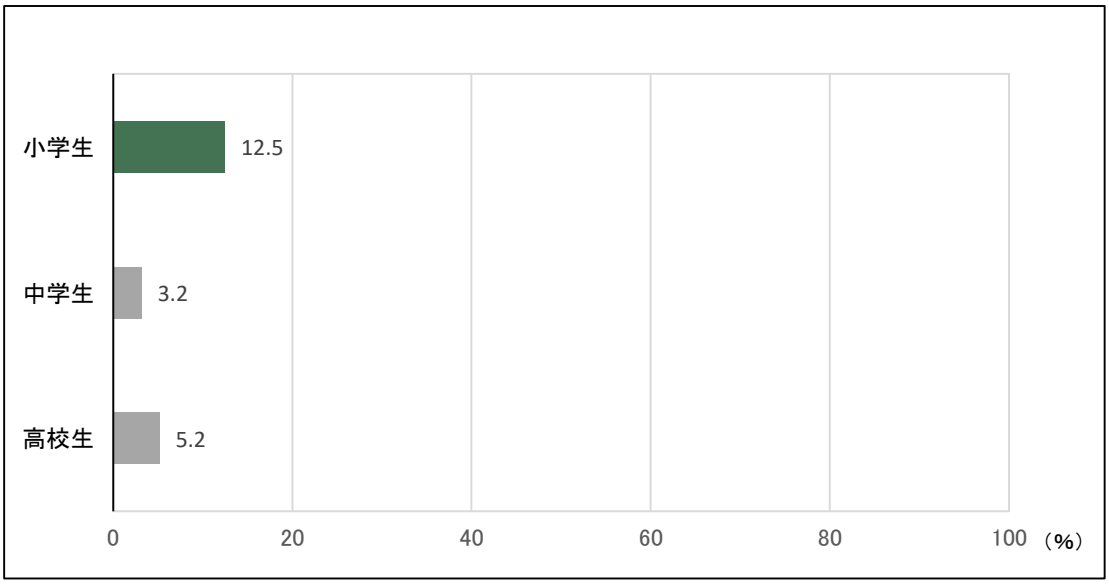

「悩んだときにだれに話したいと思うか」の項目において、「知らない人に話したくない」と回答した割合は小学生が12.5%と中学生や高校生に比べて高い結果になりました。

※百分比（%）は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、個々の比率の合計が100%と一致しないことがあります。

｜解決できない悩みを抱えた時、誰かに話したいと思う割合｜（中学生、高校生）

図表14

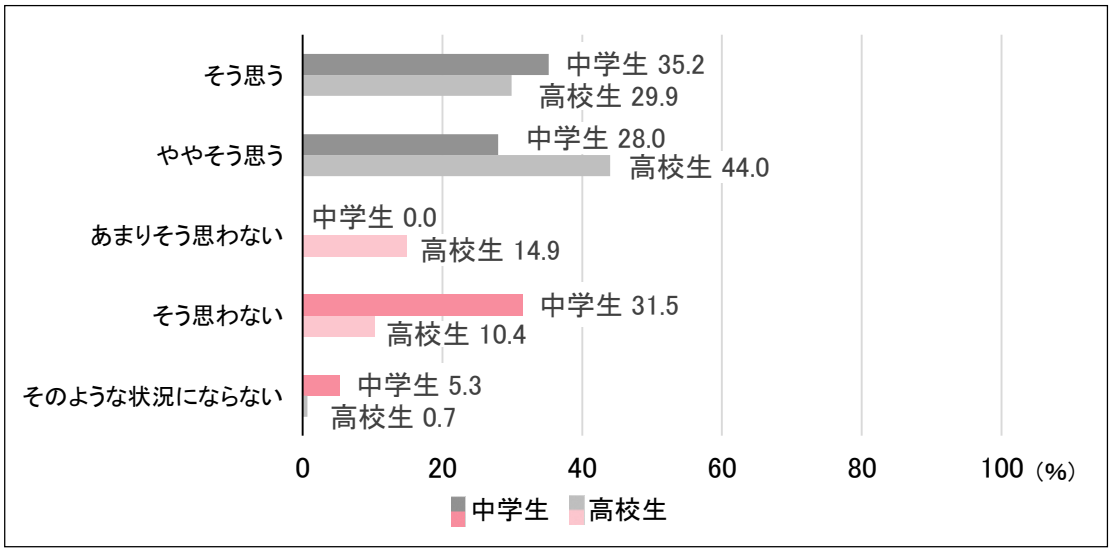

「自分で解決することが難しい深刻なストレスや悩みを抱えたとき、誰かに話したいと思いますか」の項目において、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した割合が、中学生、高校生ともに約3割となりました。

また、「そのような状況にならない」と回答した中学生が5.3%となりました。

これらはSOSを出しづらい状況にあったり、SOSを出す必要性を感じていない可能性があるといえます。

｜友達の悩みを聞いてあげる割合｜（中学生、高校生）

図表15

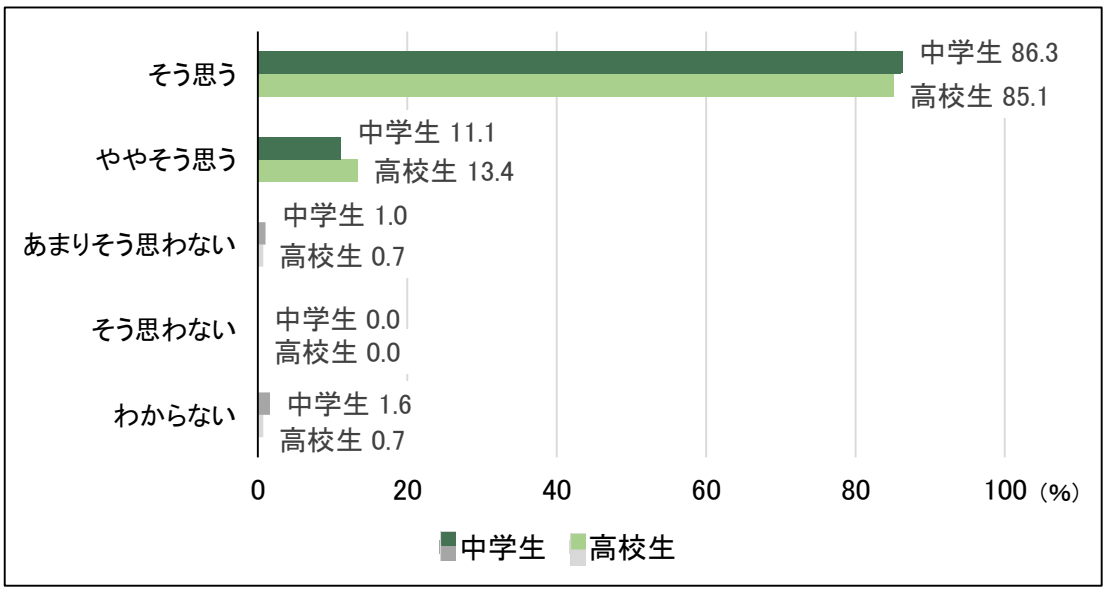

「友達から悩みを相談されたときに、話を聞いてあげようと思いますか」の項目において、「そう思う」と回答した割合は中学生、高校生ともに8割以上となりました。

悩んでいる人に話しかける割合（中学生、高校生）

図表16

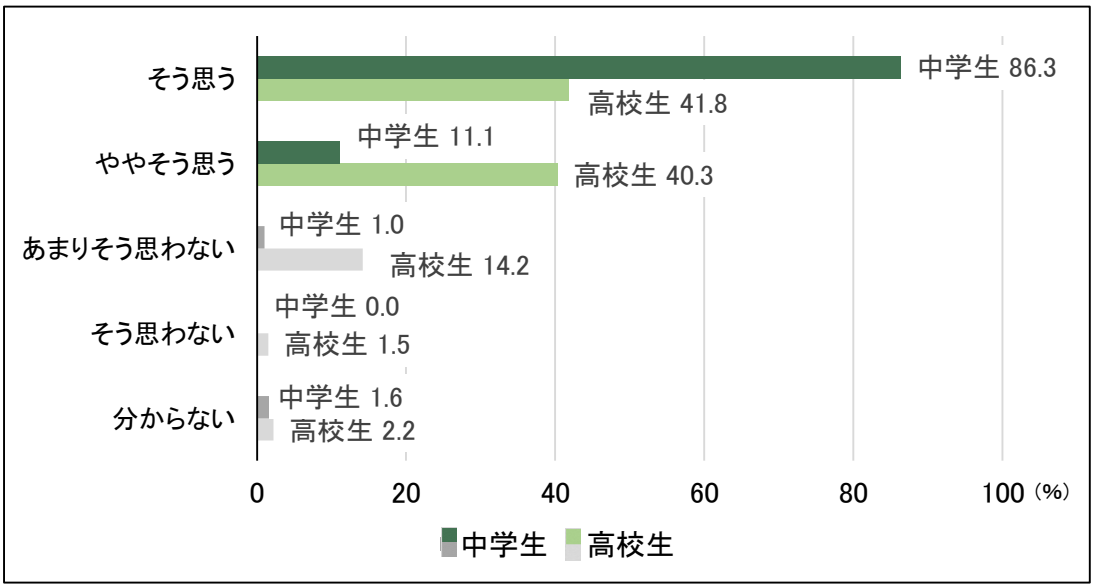

「友達の表情が暗いときに、話しかけることはできますか」の項目において、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合の合計は中学生、高校生ともに8割以上となりました。

テレフォン病院24の認知度（小学生、中学生、高校生）

図表17

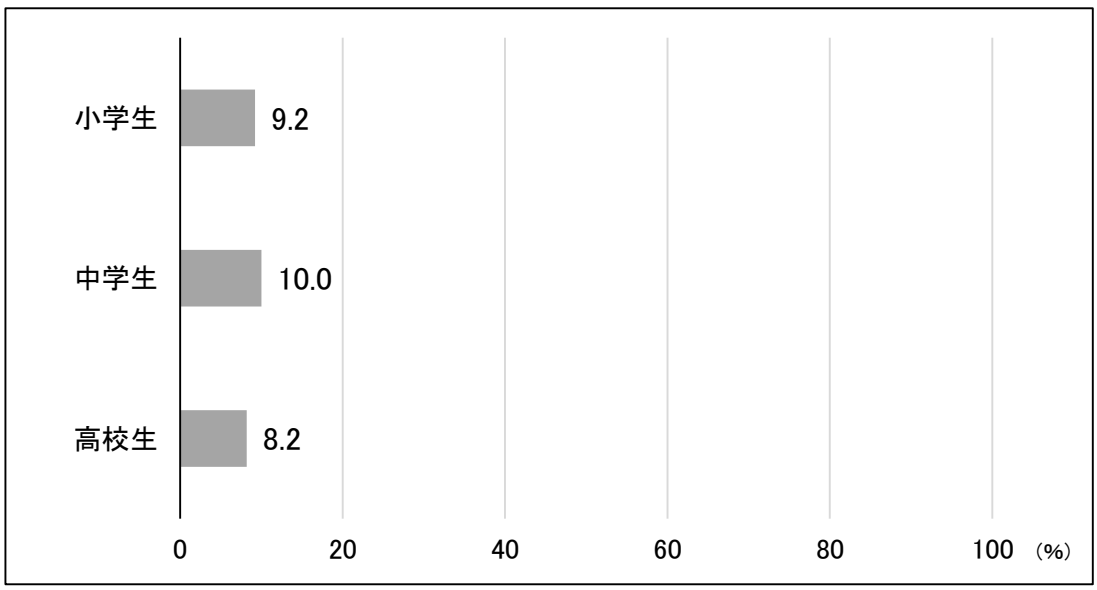

体やこころに関する悩みを相談できるサービスについて知っているものを聞いたところ、「テレフォン病院24」と回答した割合は小学生、中学生、高校生ともに1割以下（平均9.1%）となりました。

| まとめると |

こころの健康づくりアンケートから言えることは…

✓ 小学生は、ストレスの対処方法として「だれかに話す」ことを選択しやすいものの、中学生や高校生は深刻な悩みを抱えていても、SOSを出しにくいため、小学生の段階からSOSの出し方教育を取り入れる必要があります。

✓ 小学生から中学生、中学生から高校生へと年齢が上がるほど親や大人よりも身近な友達に話すようになり、友達から相談されたら話を聞いてあげたい、声をかけてあげたいと思う傾向にあります。そのため、友達のSOSを受ける機会も多い可能性があることから、友達のSOSを上手に受け止めるためのSOSの受け方教育も重要です。

-鹿角市自殺予防キャラクター「いのっぴ」-

鹿角市自殺予防キャラクター『いのっぴ』は平成22年３月４日に誕生しました。

角は、鹿角のシンボル、鹿の角をあらわしています。
顔は、悲しい時に流す涙の形をしています。
この羽根は、みんなの悲しみや苦しみをやさしく包み込んでくれます。

いのっぴは、「いのちを大切に」という思いを込めて誕生しました。
自殺予防キャンペーンや様々なイベントのお手伝いをしています。
見かけたら声をかけてください。

-9- 「こころの健康づくりに関する意識調査」結果

調査概要

調査対象　：　鹿角市の住民基本台帳に令和5年4月1日時点で登録されている方のうち無作為によって抽出した満年齢18歳～79歳の市民

調査対象数：　1,500人

実施期間　：　令和5年7月1日～7月31日

調査方法　：　郵送法による配布、回収
QRコードを用いて電子媒体で回答

調査結果　：　有効回答　499人（33.3%）

共同分析　：　秋田大学自殺予防総合研究センター

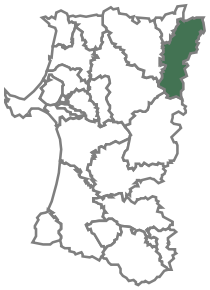

回答者の属性

図表18

n=499

		人数	構成比
性別	男性	209	42.1
	女性	287	57.9
年代	18～29歳	47	9.4
	30～39歳	67	13.5
	40～49歳	87	17.5
	50～59歳	78	15.7
	60～69歳	98	19.7
	70～79歳	121	24.3
地域	八幡平	75	15.1
	尾去沢	50	10.0
	花輪	215	43.2
	十和田	114	22.9
	大湯・草木	44	8.8
婚姻状況	既婚	321	64.8
	未婚	96	19.4
	死別	35	7.1
	離別	41	8.3

※無回答を除いて集計したため、人数の合計値は異なります。また、構成比は個々に四捨五入しているため、合計値が100%と一致しないことがあります。

仕事の有無

図表19

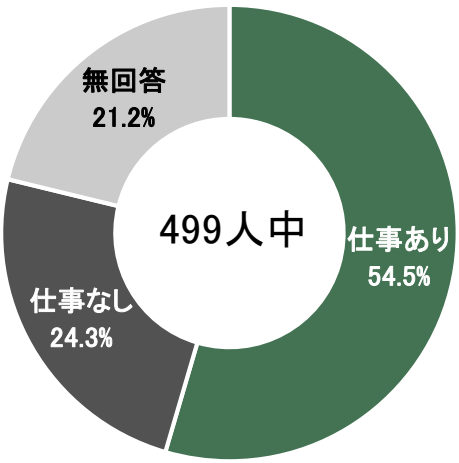

日常生活での悩みやストレス

図表20

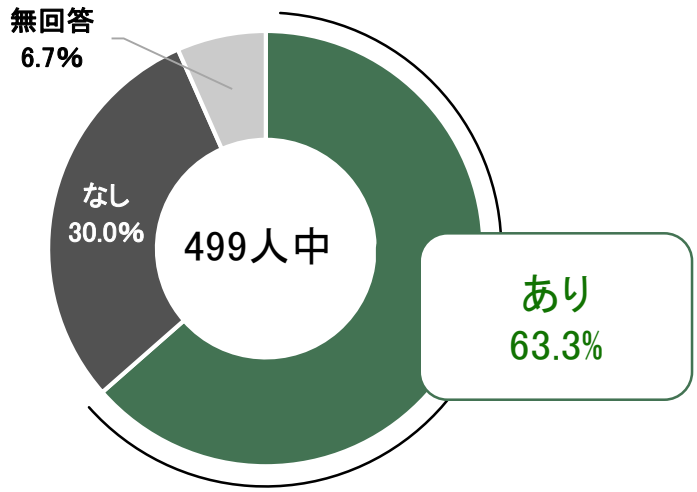

「あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか」の項目において、「あり」と回答した割合は約6割の316人でした。

｜日常生活での悩みやストレスの原因｜

図表21

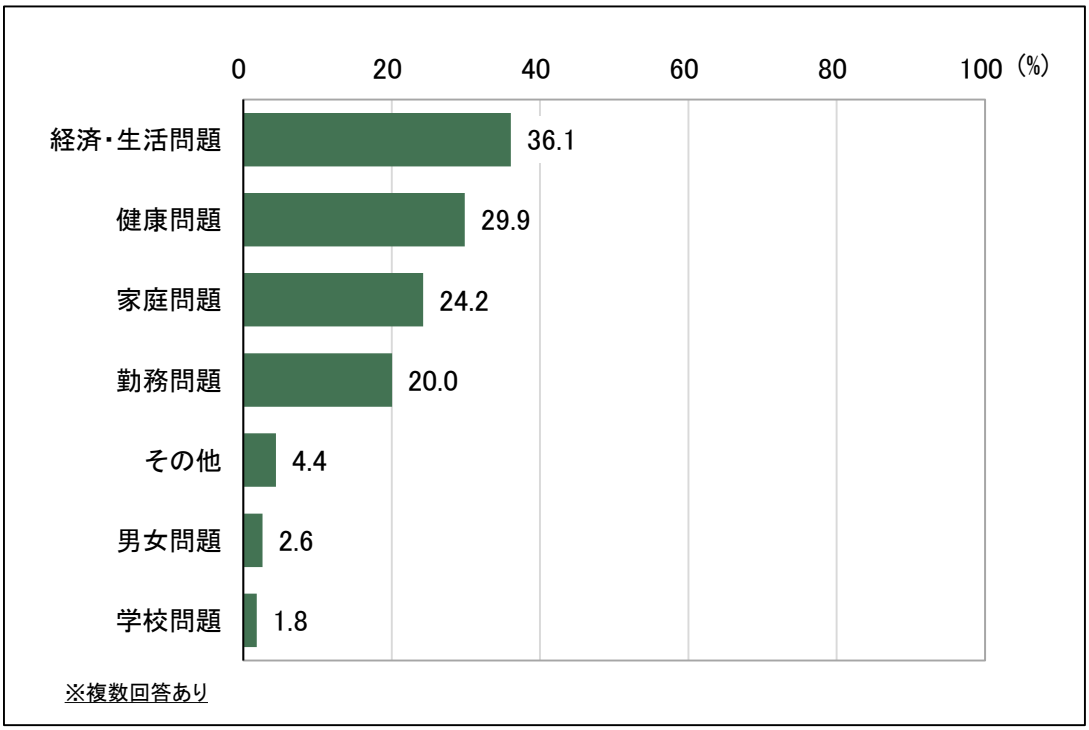

「ストレスあり」と回答した人のうち、悩みやストレスの原因について「経済・生活問題」と回答した割合が最も多い結果になりました。次いで、健康問題、家庭問題、勤務問題の順に多い結果になりました。

現在抱えている悩みやストレスの深刻度

図表22

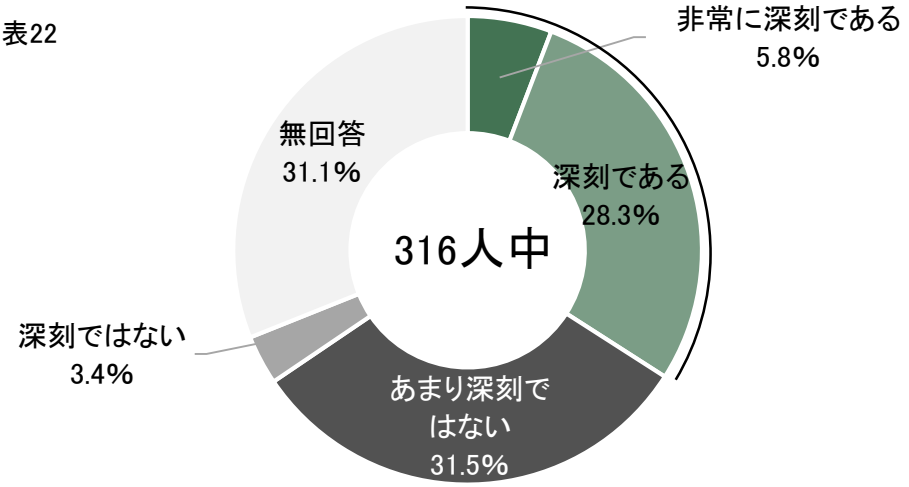

「ストレスあり」と回答した人に、「現在抱えている悩みやストレスは、あなたにとってどれぐらい深刻ですか」と質問した結果、「非常に深刻である」「深刻である」と回答した割合は約3割の108人でした。

図表23

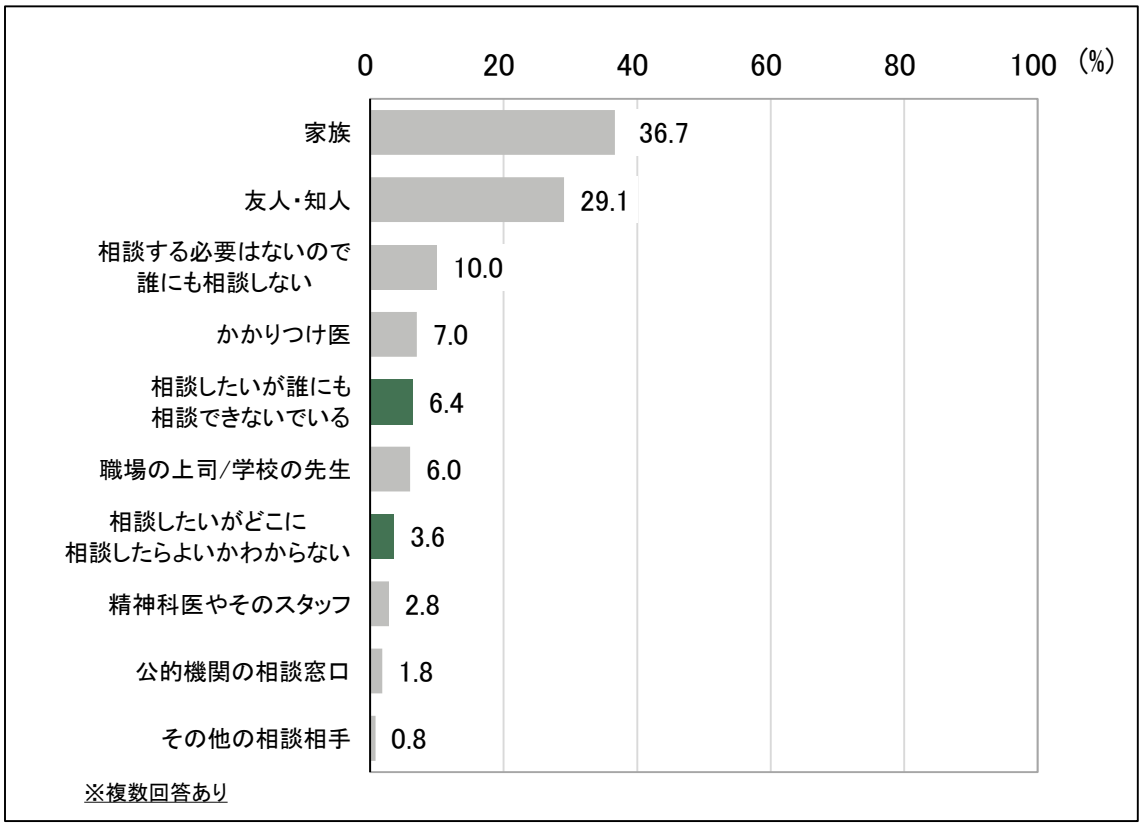

「ストレスあり」と回答した人のうち、「 悩みやストレスをどのように相談していますか」をうかがったところ、「家族や友人など身近な人に相談する」と回答した人の割合が多くを占めています。

また、「相談したいが誰にも相談できないでいる」と回答した割合は6.4%、「相談したいがどこに相談したらよいかわからない」と回答した割合は3.6%となりました。

｜深刻な悩みを抱えている人が誰かに相談する割合｜

図表24

	現在抱えている悩みやストレスが深刻		
	深刻である	深刻でない	合計
相談する必要はないので、誰にも相談しない	32.6%	67.4%	100%
上記以外	54.4%	45.6%	100%
相談したいが誰にも相談できないでいる	82.1%	17.9%	100%
上記以外	48.4%	51.6%	100%
相談したいがどこに相談したらよいかわからない	68.8%	31.2%	100%
上記以外	50.5%	49.5%	100%

無回答を除いて解析した結果、グレーの部分に統計的な有意差がありました。

深刻な悩みを抱えている人がどのような理由で相談しないかを検討しました。
「相談する必要はないので、誰にも相談しない」と回答した人のうち、32.6%が深刻な悩みを抱えている傾向にありました。
また、「相談したいが誰にも相談できないでいる」と回答した人のうち、82.1%が深刻な悩みを抱えている傾向にありました。

【ゲートキーパー】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。
特別な資格は必要ないため誰でもなることができます。

○ゲートキーパーの役割
気づき：家族や仲間の変化に気づいて声をかける
傾　聴：本人の気持ちを尊重し耳を傾ける
つなぐ：早めに専門家に相談するよう促す
見守り：温かく寄り添いながらじっくりと見守る

自殺念慮（自殺することを考える）

図表25

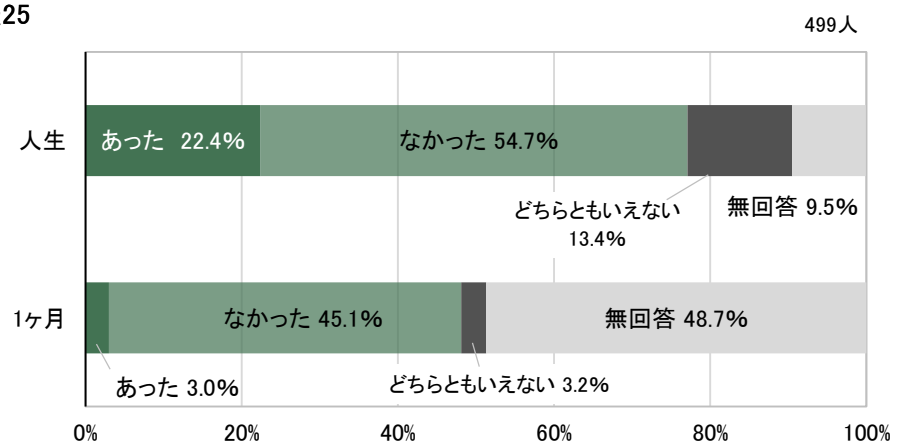

「あなたは、今までの人生の中で、自殺することを、考えたことがありましたか」（自殺念慮）の項目において、22.4%の方が自殺念慮を抱えていました。

自殺念慮を経験したと回答した人のうち、「この1か月間の間に自殺することを考えたことがありましたか」と質問した結果、3.0%の人が自殺念慮の状態にありました。

これらの人は直近の自殺リスクが非常に高いため、周りの人が気づいて、専門機関につなげる必要があります。

身近な人の自殺

「あなたの身近な人で、自殺で亡くなった人はいましたか」の項目において、28.7 %の人が「あり」と回答しました。

秋田県民を対象とした調査では、約50%の人があると回答していたため、鹿角市の割合は**少ない**と言えます。

28.7%

メンタルヘルス不調

メンタルヘルス不調は、国民生活基礎調査でも用いられているK6の尺度を使用しました。この尺度で13点以上の人は、重度の不調を抱えていると言われています。

本調査では、11.8 %の人がありと回答しており、国民の一般集団の4.6%より**高い値**でした。

11.8%

※K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された尺度です。

自殺念慮を抱えている人（年代別）

図表26

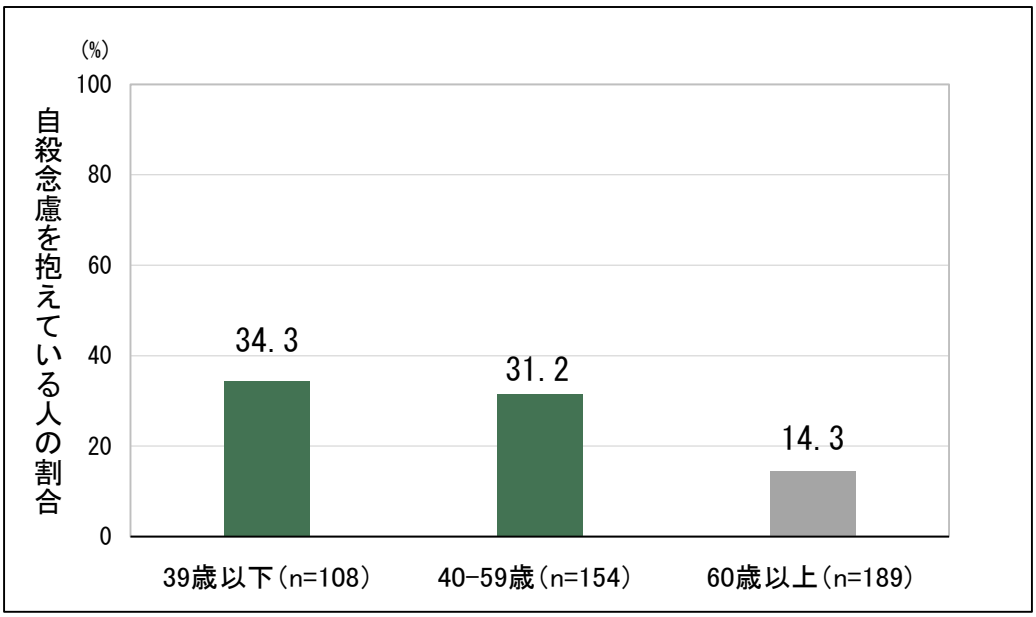

有効回答（n＝451）を解析した結果、グレーの部分と緑の部分に統計的に有意差がありました。
高齢者(60歳以上)と比較し、働き盛り世代(59歳以下)は自殺念慮を抱きやすい傾向があります。

メンタルヘルス不調を抱えている人（年代別）

図表27

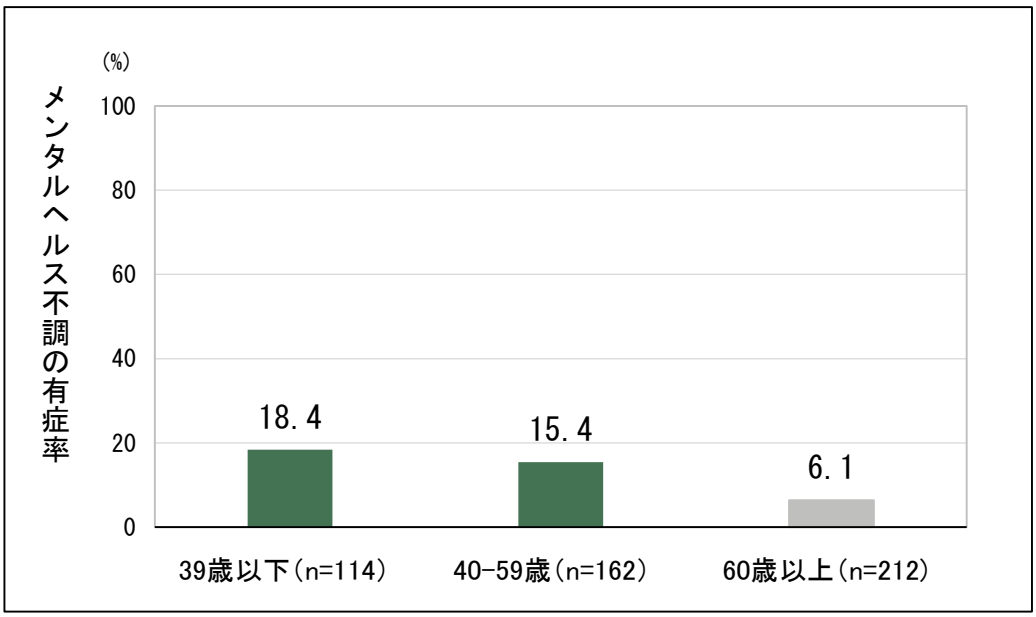

有効回答（n＝488）を解析した結果、グレーの部分と緑の部分に統計的に有意差がありました。
高齢者(60歳以上)と比較し、働き盛り世代(59歳以下)はメンタルヘルス不調を抱える傾向があります。

自殺に対する価値観

図表28

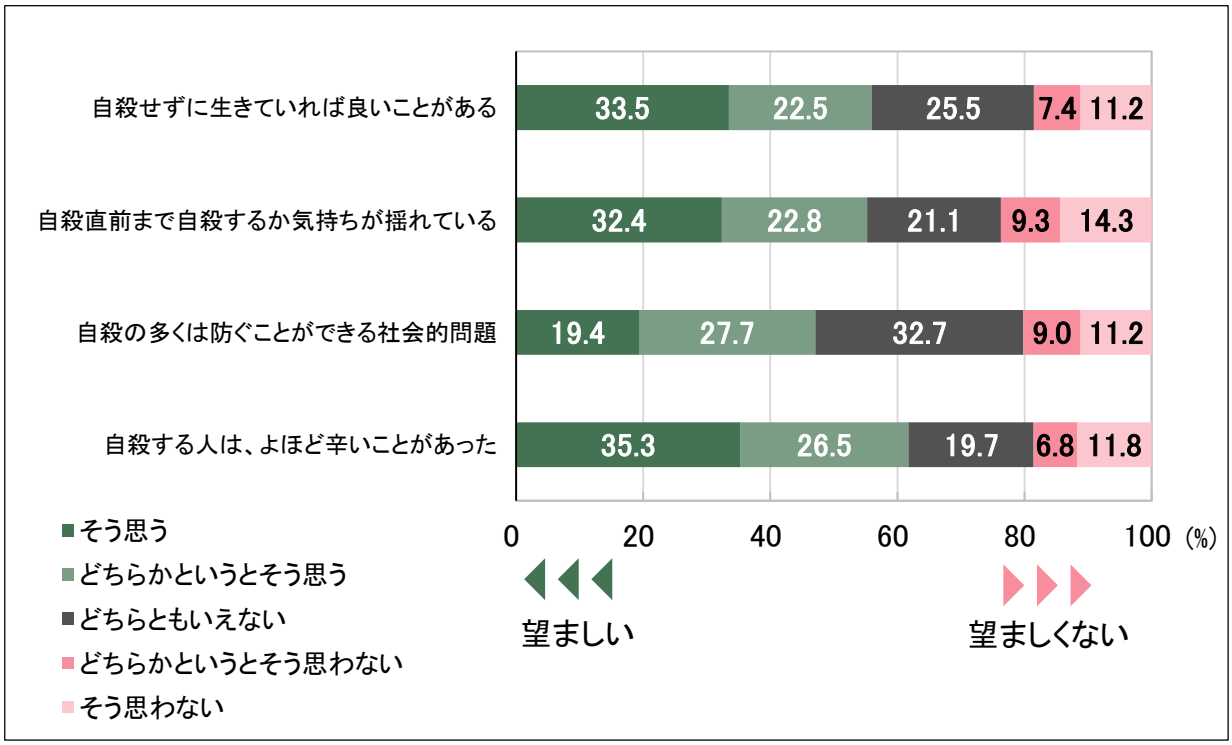

図表29

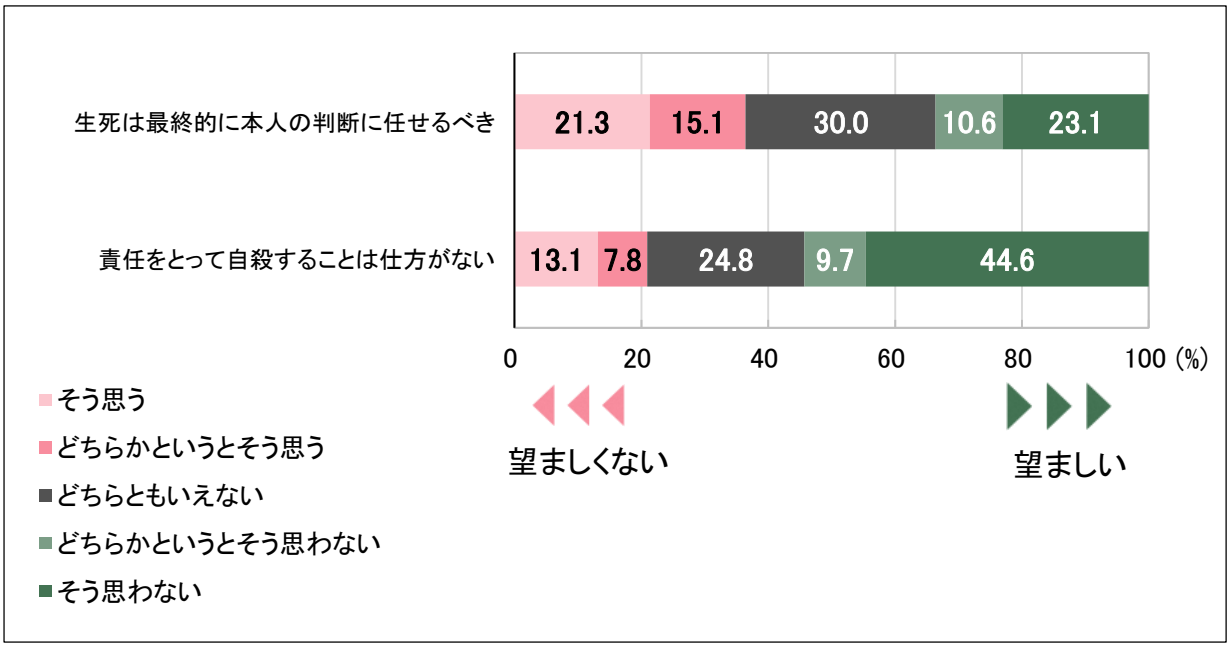

自殺に対する価値観について「自殺せずに生きていれば良いことがある」「自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている」「責任をとって自殺することは仕方がない」「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的問題である」 の項目は大半の方が自殺に対して望ましい回答をしていました。

一方で「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」の項目は、 約3分の1の人が望ましくない回答をしており、自殺は自己責任だと考える傾向がありました。

自殺は自己責任論だと考える人の割合（年代別）

図表30

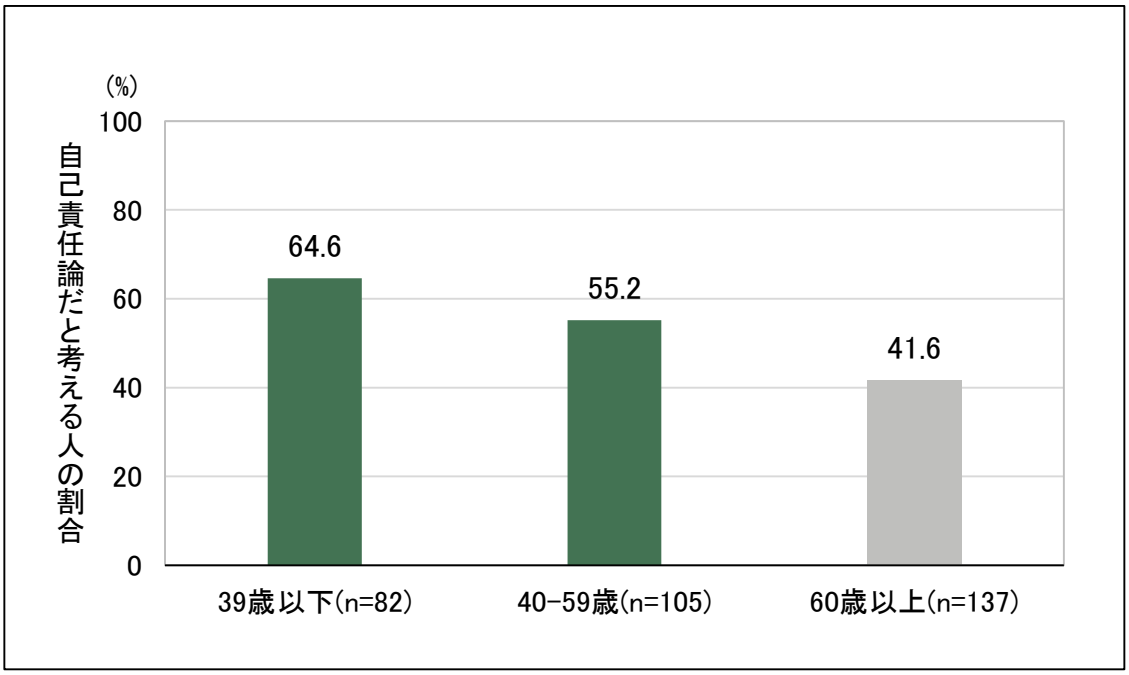

有効回答（n＝324）を解析した結果、グレーの部分と緑の部分に統計的に有意差がありました。

自己責任論だと考える人の割合は、高齢者と比較して59歳以下の働き盛り世代に多い傾向にあります。

そのため、働き盛り世代は、自殺念慮を抱いた際に自殺に陥りやすい傾向があります。

自己負担感の知覚

自己負担感の知覚は、自殺念慮（自殺することを考える）と関連があると考えられています。

具体的に自己負担感の知覚とは、以下のような場合を指します。

①私が居なければ、私の周りの人たちはもっとうまくいくと思う
②私が居ない方が周りの人たちは幸せなのではないかと思う
③私が死ねば、周りの人たちはホッとするのではないかと思う
④私は社会のお荷物だと思う
⑤私は周りの人と滅多に気が合わない
⑥私はよく人の集まりで部外者のように感じる

（対人関係欲求尺度と身についた自殺潜在能力尺度の日本語版の作成．相羽 他　2019）

自己負担感の知覚（年代別）

図表31

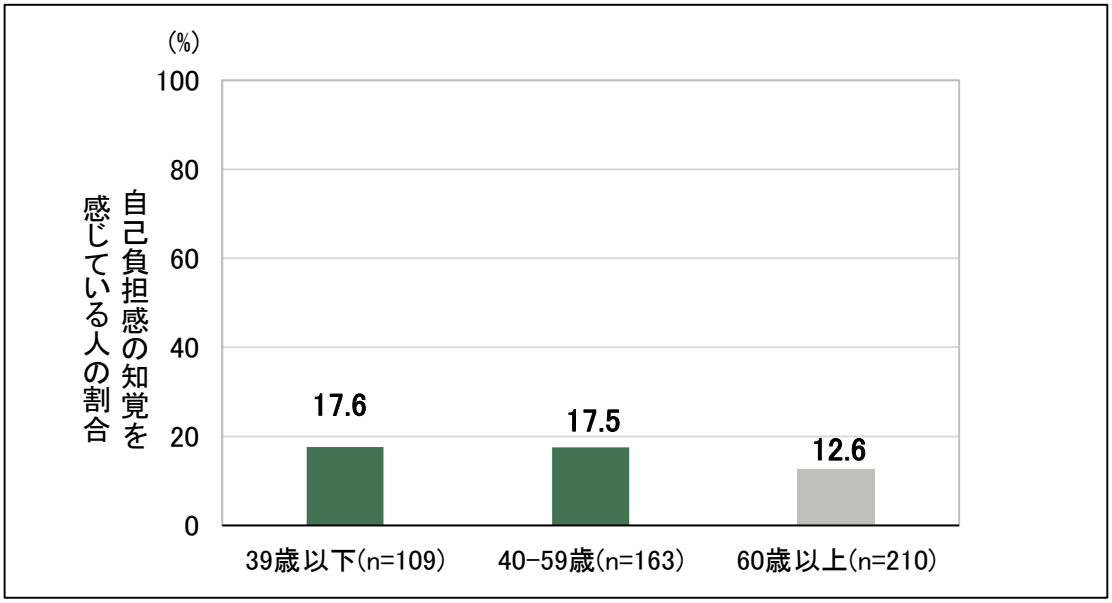

有効回答（n＝482）を解析した結果、グレーの部分と緑の部分に統計的に有意差がありました。

年代別に比較すると、高齢者と比較して働き盛り世代（59歳以下）は、自己負担感の知覚を抱きやすい傾向にありました。自己負担感の知覚を感じている人ほど、自尊心が低下していることに加え、自分の存在が、家族、友人、社会にとってお荷物であると感じてしまう傾向にあります。

高齢者と比較して働き盛り世代に自殺念慮を抱いている人が多いことは、 自己負担感の知覚が関係している可能性があるため、自己負担感の知覚を減らすような対策を取り入れる必要があります。

｜解決にならないとわかっていても、誰かに気持ちを聞いてもらうことがある人の割合｜

図表32

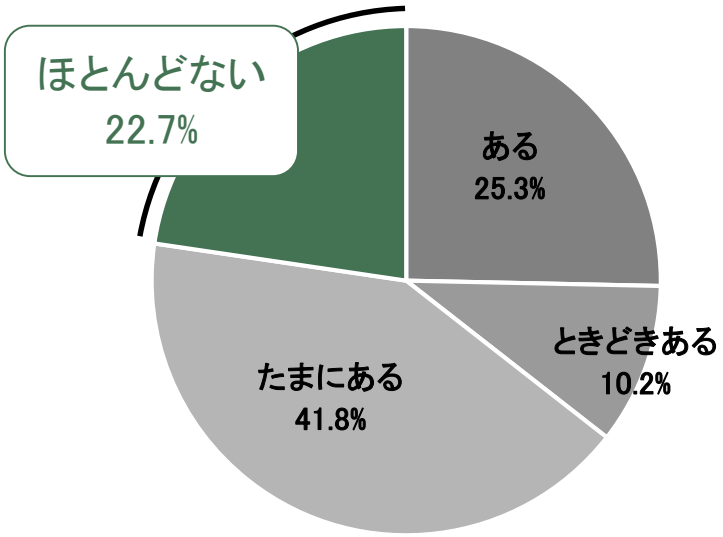

｜「ほとんどない」と回答した人の割合（年代別）｜

図表33

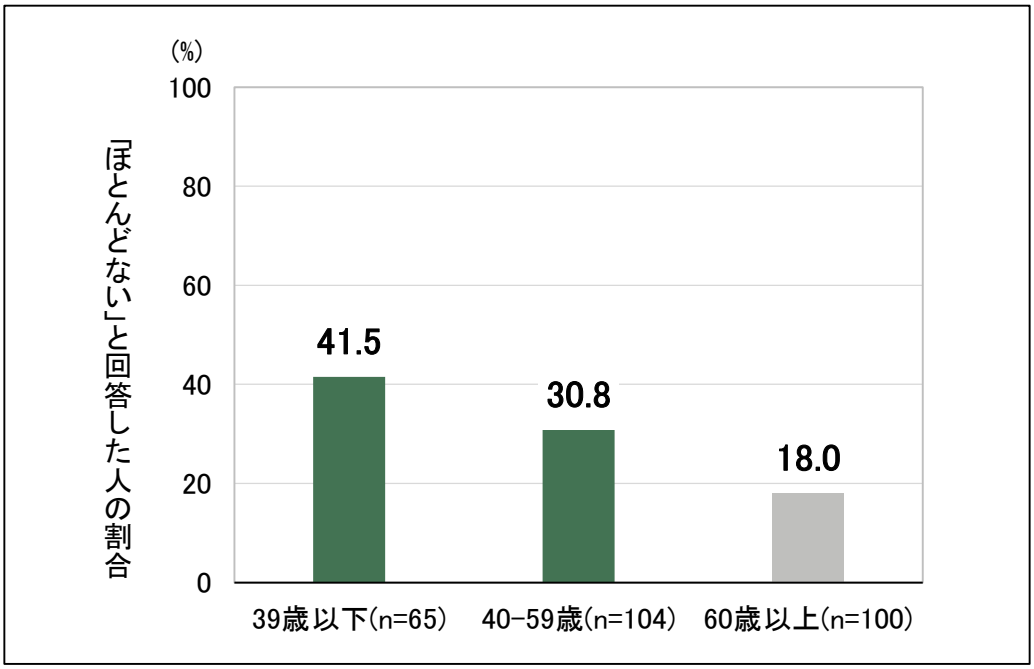

有効回答（n＝269）を解析した結果、グレーの部分と緑の部分に統計的に有意差がありました。

「解決にならないとわかっていても、誰かに気持ちを聞いてもらうことがありますか」の項目において、約2割の人が「ほとんどない」と回答しています。

「ほとんどない」とそれ以外の回答を年代別に比較すると、高齢者と比較して、働き盛り世代の方が多い傾向にありました。働き盛り世代は、解決にならない悩みやストレスについて話す相手が少ない可能性があります。

｜自殺に関する広報｜

図表34

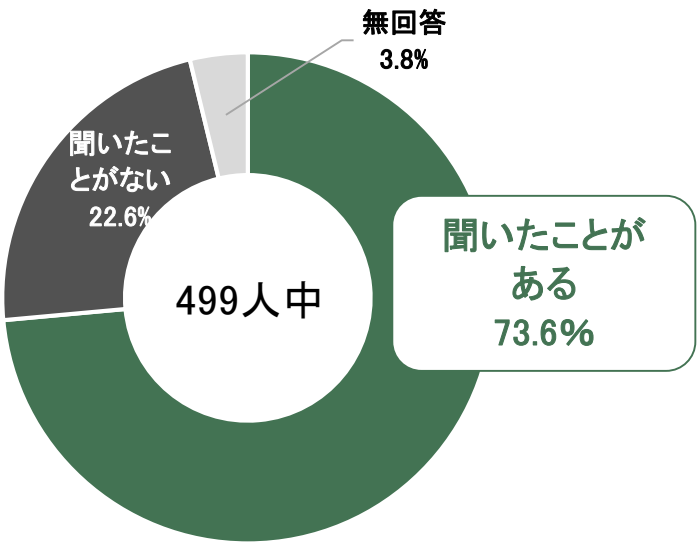

「広報等の啓発により、自殺予防週間や自殺対策強化月間(世界自殺予防デーやいのちの日を含む)を見たり聞いたりしたことがありますか」の項目において、「聞いたことがある」と回答した割合は73.6%となりました。

｜ストレスに関する広報｜

図表35

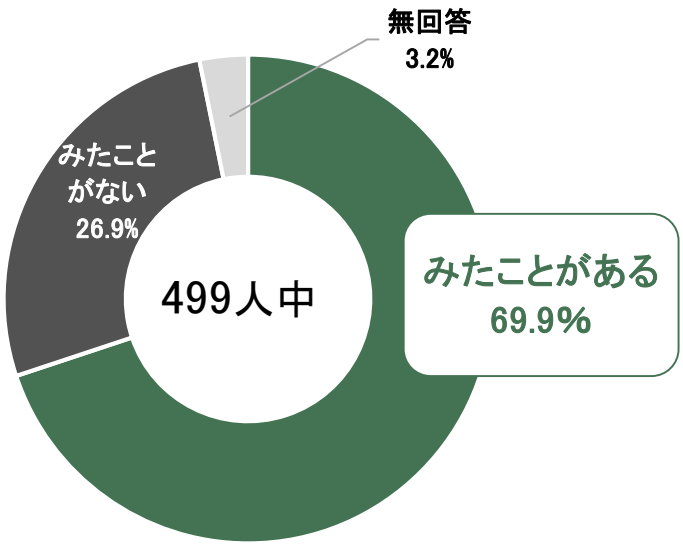

「あなたはこれまでこころに関する相談窓口やこころの健康のこと、ストレスとの付き合い方などに関する情報、啓発物(ポスター、チラシなど)をみたことがありますか」の項目において、「みたことがある」と回答した割合は69.9%となりました。

相談機関の利用のしやすさ

図表36

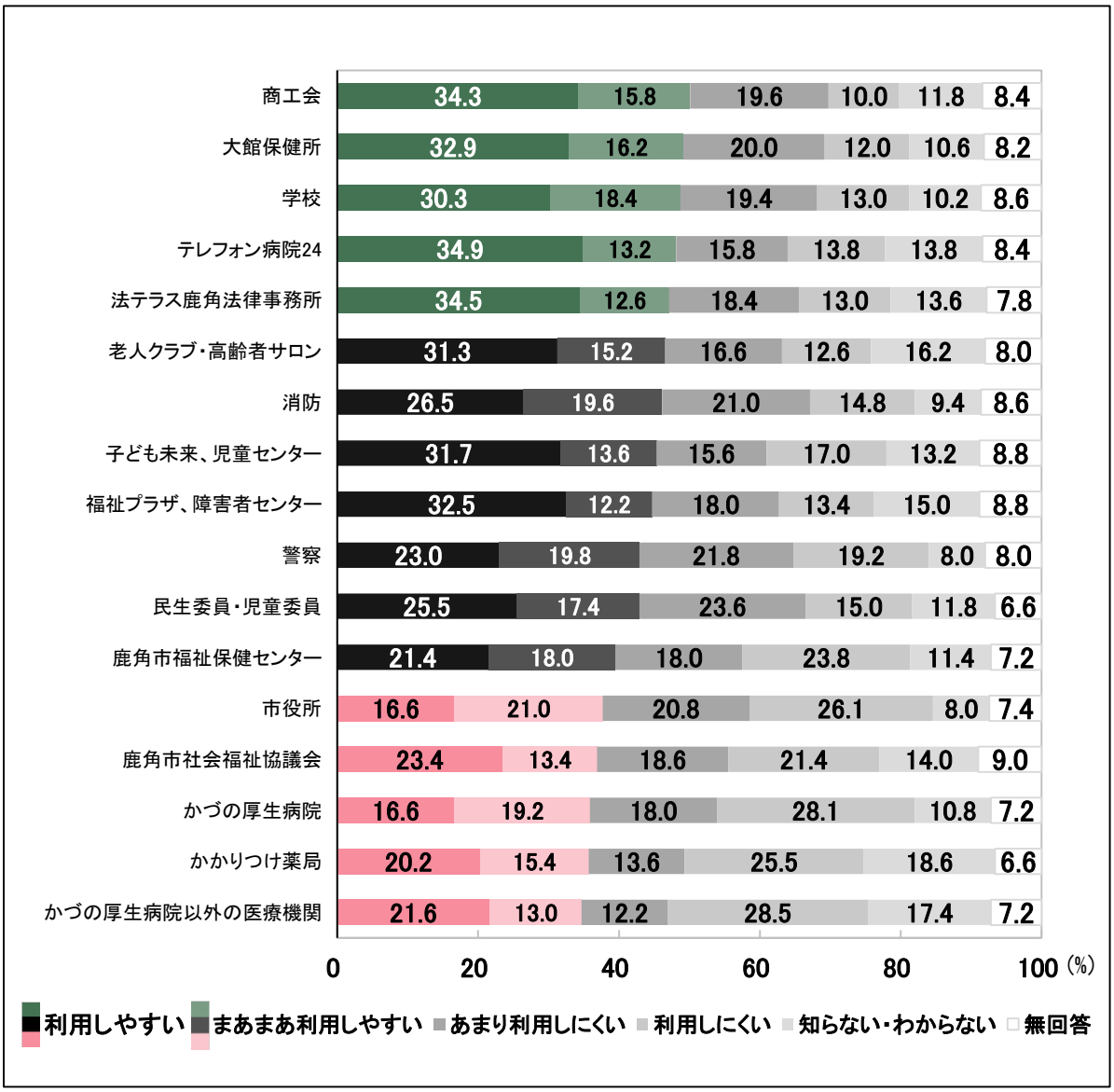

相談機関のうち、「利用しやすい」と回答した割合の高い機関を緑に、割合の低い機関をピンクで表しています。

大館保健所を除いて、市役所や鹿角市社会福祉協議会などの公的な機関は利用しやすいという回答が少ないという結果になっています。

※百分比（%）は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、個々の比率の合計が100%と一致しないことがあります。

相談機関の認知度

図表37

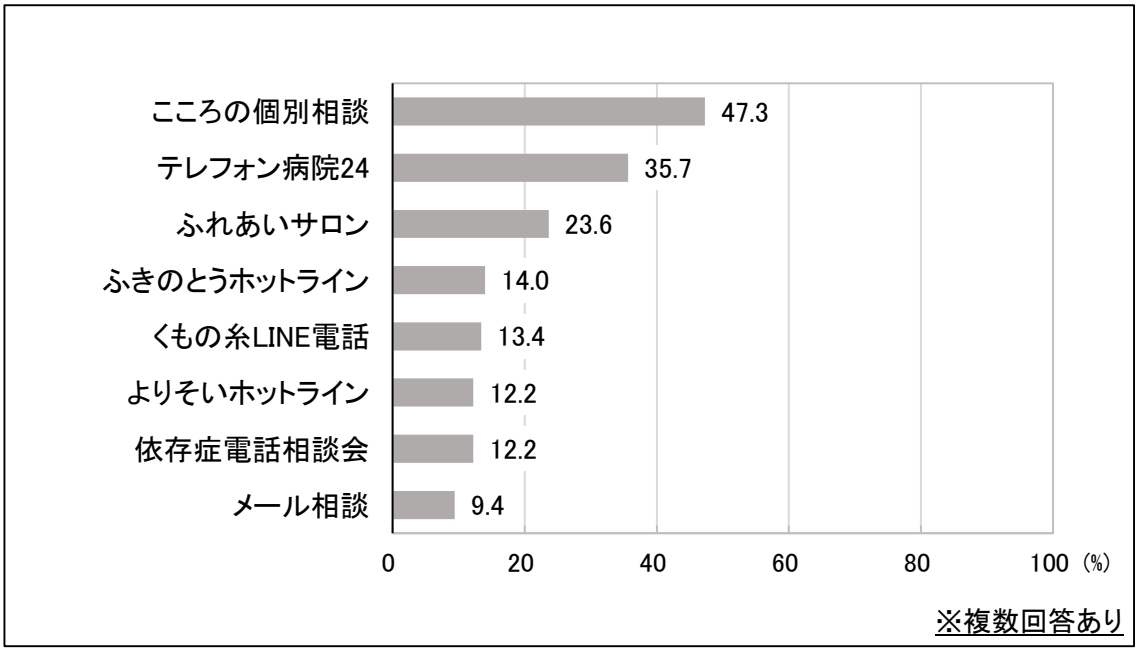

「自殺対策について、知っているもの」の項目において、「こころの個別相談」と回答した割合は47.3%と最も多い結果になりました。次いで「テレフォン病院24」、「ふれあいサロン」、「ふきのとうホットライン」の順に多い結果になりました。

｜まとめると｜

自殺既遂者のデータから言えることは…

- ✓ 鹿角市の自殺死亡率、自殺者数は減少傾向
- ✓ 自殺者数は、女性と比較して男性に多い
- ✓ 男性の中でも、60代以上や中高年の占める割合が多いため、対策が必要
- ✓ 自殺のリスクは、複数の要因が重なったり深刻化したときにが高まるため、様々な角度からの対処が必要

こころの健康づくりに関する意識調査から言えることは…

- ✓ 自殺念慮を抱きやすい人: 働き盛り世代（18-59歳）
- ✓ 働き盛り世代は、自己責任論が強く、自己負担感の知覚を感じやすい
- ✓ 働き盛り世代は、誰かに話を聴いてもらう人の割合が少ない
- ✓ 公的相談機関を利用しやすいと感じる人の割合が少ない

2つの結果を合わせると…

- ✓ 高齢者は自殺念慮を抱く人の割合が少ないものの、自殺既遂に至りやすい

→高齢者は自殺既遂に至る可能性が高いので、自殺念慮や不調を抱いた際に気づき、適切な支援ができるゲートキーパーの養成が重要です。

- ✓ 働き盛り世代は、自己責任論が強く、自己負担感の知覚を感じやすく、誰かに話を聴いてもらう人の割合が少ない

→自らが不調を抱いた際に、誰かに話すことができる仕組みやサービスの普及啓発が重要です。

03

自殺対策への取組み

共通理念
基本施策
-1- 地域におけるネットワークの強化
-2- 住民への周知と啓発
-3- 児童・生徒のSOSの出し方・受け方教育
-4- 自殺対策を支える人材の育成
-5- 生きることの促進要因への支援
ライフステージ別の支援（基本施策1～5における共通項目）

共通理念

自分を想う　誰かを想う　つながる　いのち

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる「社会的問題」です。このことを行政や関係機関だけではなく市民を含めた社会全体で認識しながら自殺対策に取り組むため「自分を想う　誰かを想う　つながる　いのち」を引き続き共通理念として掲げます。

共通理念の実現に向けて5つの基本目標を定め、より自殺に至る原因や背景に応じた取組みを進めるためにライフステージ別の課題にも注目し、計画の実行及び進ちょくの把握を行います。

基本施策

1｜地域におけるネットワークの強化

2｜住民への周知と啓発

3｜児童・生徒へのSOSの出し方・受け方教育

4｜自殺対策を支える人材の育成

5｜生きることの促進要因への支援

ライフステージ別の支援

5年後目標

誰も自殺に追い込まれることのない自殺者0（ゼロ）のまち

-1- 地域におけるネットワークの強化

自殺は、物事の考え方や死生観など個人的な要因に加えて、地域・職場の変化、社会情勢など社会的要因が関係しているため、包括的な支援が課題です。

この支援は、行政のみならず民間団体や関係機関、さらには自殺対策に特化したネットワークだけではなく、分野・組織を越えた連携強化を図ります。

(1)分野や組織を超えた連携の強化

事業名	事業概要	実施主体 (担当課)
鹿角市自殺予防対策連絡協議会	関係機関・民間団体等と相互の連携を図り、総合的かつ効果的な自殺予防対策について協議します。	すこやか子育て課
かづの地域医療懇談会	鹿角地域における地域医療の充実に関する事項等を協議します。	福祉総務課
多機関協働事業 (重層的支援体制整備事業)	複雑・複合化した福祉課題や制度の狭間の課題を抱える方(世帯)への対応について、多機関協働により、情報共有や支援方針、役割分担等の調整を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
地域生活支援を考える会	障がい者、家族、障害者事業所、医師などの関係機関や個人が、地域での生活支援体制構築のため、各取組みや対応について情報を共有し、必要な支援等について意見交換を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会 かづの厚生病院 鹿角親交会
こども家庭センター運営事業 (重層的支援体制整備事業)	母子保健機能、児童福祉機能の両機能を組織として、一体的に運営することにより、特定妊婦や要支援児童等の支援について情報共有、連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行います。	すこやか子育て課
地域ケア会議	多職種協働によるケアマネジメント支援を行います。	あんしん長寿課
在宅医療・介護連携推進事業	多職種連携を進める会により、ネットワークづくりを進めます。	あんしん長寿課
鹿角アディクション問題を考える会	依存症についてどのような解決方法があるのかを、当事者・家族・関係機関が集まって学習し、解決への糸口を探ります。	社会福祉協議会
生活困窮者支援調整会議	生活困窮者に係る相談対応及び支援プランの協議を行います。	社会福祉協議会
就職支援事業	鹿角公共職業安定所及びかづの商工会との連携により、若者の地元就職及び職場の定着、雇用の拡大と新規学卒者・中高年者等の雇用環境の向上を図ります。	産業活力課 鹿角公共職業安定所 かづの商工会

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
自殺未遂者支援事業	自殺未遂者支援関係者会議、研修会を開催するとともに、自殺未遂者で本人家族から同意を得られた方への相談支援を行います。また、必要に応じて医療と警察・消防・行政で連携して進めます。	医療機関 警察 消防本部 大館保健所 すこやか子育て課
自死遺族会	県や近隣市町村とともに、自死遺族が情報共有する場を提供します。	大館保健所 すこやか子育て課
ひきこもり支援担当者会議	地域の支援体制構築のため、各機関の施策や対応の情報共有、必要な支援等について意見交換を行います。	大館保健所
依存症相談支援担当者会議	管内の相談支援体制の実情を共有し、意見交換を行います。	大館保健所

-2- 住民への周知と啓発

メンタルヘルスに関する正しい知識や相談窓口に関する情報は一人でも多くの市民に伝わる必要があります。

市民が困ったときに必要な情報を得られるよう、広報やチラシに加え、SNS等のICTを利用した普及・啓発を推進します。また、多様なメディアと連携し、啓発活動の充実を図ります。

(1)広報やチラシ等を通じた周知・啓発活動の充実

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
市民公開講座の実施	市民に対して健康、疾病等に関する講座を開催し、健康増進に努めます。	福祉総務課 医療機関
自殺予防等街頭キャンペーン	自殺対策強化月間等に、イベントや大型スーパーの街頭でリーフレット等を配布し、市民への情報周知を図ります。	すこやか子育て課 ふれあいパートナー
広報かづのへの掲載	9月の自殺予防週間や12月のいのちの日等に、市の広報で生きる支援関連の特集記事、相談窓口等の情報を掲載し、市民に対する理解の促進と施策の周知を図ります。	すこやか子育て課
相談窓口一覧の作成及び配布	市役所、医療機関、薬局等に各種手続きや相談のため訪れた市民に対し、生きる支援に関する様々な鹿角市の相談先を掲載したリーフレットを配布するとともに、自死遺族を含めたすべての遺族に対する情報の周知を図るため、斎場にも配置します。	すこやか子育て課

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
広報誌JAかづの内の 記事掲載	かづの厚生病院内各部署の業務内容や健康に関する情報を掲載し、周知を図ります。	JAかづの
広報誌の発行	広報誌の発行により、かづの厚生病院に関する情報の周知を図ります。	かづの厚生病院

(2)多様なメディアを活用した啓発活動の充実

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
市ホームページ・ 市民メールの活用	自殺対策強化月間等に、ホームページや市民メールで相談窓口等の情報を配信し、市民に対する問題理解の促進と相談窓口の周知を図ります。	すこやか子育て課
懸垂幕の活用	自殺対策強化月間等に、懸垂幕を活用した情報発信により市民への啓発を行います。	すこやか子育て課
ラジオ放送の活用	自殺対策強化月間等に、コミュニティFMによる相談窓口等の情報や、生きる支援をテーマとした市民への啓発を行います。	すこやか子育て課

–3– 児童・生徒のSOSの出し方・受け方教育

全国における令和4年の児童・生徒の自殺者は過去最多であり、自殺対策は喫緊の課題です。ストレス対処方法や誰かに助けを求めるスキルの習得、身近な人の不調に気づき適切な対応を行うスキルの取得が必要です。そのため、SOSの出し方・受け方教育を実施します。

また、児童・生徒本人や家族の健康状態に合わせて個別の支援ができるよう、学校外の関係機関とも連携し、多様な問題に対応できるよう相談窓口を確保します。

(1)学校での教育の充実

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
SOSの出し方・受け方教育	児童・生徒を対象に、自分や友達の心の変化や不調に気づく研修会を実施し、自分について見つめなおし、SOS の出し方を学ぶとともに、相談機関窓口の周知・啓発を図ります。	すこやか子育て課
夢の教室開催事業	日本サッカー協会の「夢の教室」を活用し夢を育む教育を推進するとともに、地域人材等を活用したキャリアアップ講座等を各校で開催し、望ましい職業観・勤労観を育みます。	総務学事課

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
hyper-QUの実施	児童・生徒の学校生活や学級集団の状態を把握するためのアンケート調査を実施し、内容を分析することでよりよい学級活動に役立てます。	総務学事課
学校生活に関する アンケートの実施	いじめ防止や、自分や周囲について振り返る機会とし、訴えることができる環境づくりを推進します。	各小中学校
応急手当等普及啓発事業	児童・生徒に対する救命講習会の開催等により、命の大切さを学ぶことで、自殺リスクの軽減を図ります。	消防本部

(2)学校外での教育の充実

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
ふるさと・キャリア教育 推進事業	各種関係機関との連携により、職場見学・体験学習やボランティア活動等の円滑な実施と内容の充実を図ります。	総務学事課
特色ある学校づくり推進事業	児童生徒の生きる力を育む教育活動を充実させるため、ふるさとの美しい自然や人々とのふれあいを通じ、ふるさとの良さを体感できるよう、ふるさと教育の充実を図り、特色ある学校づくりを推進します。	総務学事課
部活動地域移行推進事業	中学校部活動について、学校と地域の方が連携することで、生徒が各種スポーツや文化活動に継続して取り組むことができる環境を構築し、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにします。	総務学事課
多忙化解消事業	多忙化防止計画に基づき、学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図ることでより児童・生徒に寄り添うことができるようにします。	総務学事課
地域学校協働活動 推進事業	大人と子どもの交流により、子どもにとっての生きる力や将来への希望、大人にとっての生きがいといった相乗効果が生まれるようコーディネート機能を強化します。	生涯学習課
青少年健全育成事業	社会との接点を持ち、孤立化を防ぐため、声かけ運動や市民のつどい等、事業への参加を様々な機会に促します。	生涯学習課
文化芸術振興事業	かるたや芸術鑑賞等の趣味を通して、交流や生きがいづくりを支援します。	生涯学習課
はばたけアスリート 鹿角コーチング事業	競技レベル向上のため、小中学生を対象としたジュニアクリニックを開催するほか、指導者の育成と資質向上を図ります。	スポーツ振興課

(3)特定の児童・生徒への支援への充実

事業名	事業概要	実施主体 (担当課)
放課後児童クラブ 運営事業	小学校の児童を対象として、放課後や土曜日、長期休業中に児童クラブで預かり、健全育成活動を実施します。	すこやか子育て課
放課後児童クラブ 障がい児受入推進事業	障がい児に対する放課後児童クラブの受け入れ体制を構築し、児童の健全な育成を図ります。	すこやか子育て課
制服・学用品の リユース事業	家庭で不要になった学校の制服や学用品を回収し、必要な方へ提供し、子育てを支援します。	すこやか子育て課
高校生の相談窓口の 紹介	NPO法人あきた自殺対策センター蜘蛛の糸が行っているSNS相談の紹介により、悩みの相談先の選択肢を増やします。	すこやか子育て課
特別支援教育支援員 配置事業	障がい等により特別な支援を要する児童・生徒の生活・学習サポートのため、会計年度任用職員を配置し、子どもの状況に応じた指導を充実させます。	総務学事課
複式学習サポート事業	複式学級における学習サポートのため、会計年度任用職員を配置し、子どもの状況に応じた指導を充実させます。	総務学事課
不登校・ひきこもりに 関する個別相談会	不登校・ひきこもりに関する相談に対応します。	社会福祉協議会
不登校・ひきこもり 親の会	個別相談会のほか、不登校・ひきこもりで悩んでいる保護者・体験者・相談支援機関のスタッフと近況や悩んでいることを共有します。	社会福祉協議会
LINE相談	看護師、社会福祉士、精神保健福祉士など医療・社会福祉分野で相談経験豊富な人材が相談に対応します。	NPO法人 子どもコンシェルジュ

-4- 自殺対策を支える人材の育成

自殺を未然に防ぐためには、できるだけ早い段階で危険性の高いサインに気づき、適切な支援につなげる必要があります。

そのような対応ができる人材を確保するため、ゲートキーパーの養成を行います。特に、高齢者や働き盛り世代と関わる機会のある市民や専門職を対象に講座や研修を行います。

(1)一般市民を対象とした研修の実施

事業名	事業概要	実施主体 (担当課)
傾聴ボランティア 養成講座	様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、相手の気持ちに寄り添いながら話を聞くことで、精神的な孤独・不安や寂しさなどを和らげるための活動を行う傾聴ボランティアを養成します。	すこやか子育て課
ゲートキーパー養成講座	身近な地域で支え手となる市民を養成することで、誰もが自然にゲートキーパーとしての役割が取れるようなつながりのある地域づくりを目指します。また、高齢者や働き盛り世代と関わる機会のある民生委員や介護職員、事業所等においてゲートキーパー養成講座を開催します。	すこやか子育て課
健康アップ名人講座	健康増進に関する市民への普及啓発の促進を図るため、専門職を健康アップ名人と定義付け、自治会やグループ、事業所の健康講座や学習会へ専門的な知見を有する講師を派遣します。	すこやか子育て課
働き者の健康講座	企業を対象とし、健康意識と健康管理の向上を図り、従業員が心身ともに健康な生活習慣と働きやすい環境づくり支援の一環として、保健師による講話や専門の講師を派遣します。	すこやか子育て課
自主防災組織育成事業	地域住民の自主的な連携による防災組織を育成することにより、地域防災力の強化を図ります。	総務課
かづの人財発掘事業	様々な分野の学習機会の提供により、学んだ知識を生かして地域や社会へ参画する人材を育成し、地域の活性化を図ります。	生涯学習課
出前講座	市民が自主的に開催する学習会や学校の総合的な学習の時間に、職員が講師となって出向くことにより、市の施策への理解を、市民と行政が共に学び、共に考える機会を提供します。	生涯学習課
応急手当等普及啓発事業 (再掲)	市民に対する救命講習会の開催などにより、救命率の向上を図るとともに、命の大切さを学ぶことで、自殺リスクの軽減につなげます。	消防本部
介護支援ボランティア制度	65歳以上の方が、福祉施設等の受け入れ機関でのボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、自身の介護予防の推進と、生き生きとした地域社会づくりを目指します。	社会福祉協議会

(2)専門職のスキルアップに向けた研修の実施

事業名	事業概要	実施主体 (担当課)
市新採用職員研修	職員研修の実施により、自身のメンタルヘルスの気づきを促すとともに、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を抱える職員の育成につなげます。	すこやか子育て課 総務課
ケース検討会	精神科医・障がい者総合サポートセンター職員等関係機関と連携し、対応について協議検討し、支援します。	すこやか子育て課
課題研究活性化事業	学校教育の充実を図るため、教職員の自主研修を支援します。	総務学事課
ひきこもり相談支援者研修会	先進的に取り組む方の講話やその団体の視察等を通して、地域の支援者がひきこもりへの理解を深め、広く支援方法等を学ぶ機会とします。	大館保健所
ひきこもりの事例検討会	相談事例について関係する支援機関で検討する場を設け、課題解決や支援体制の構築につなげます。	大館保健所
依存症関連問題に関する研修会	支援者が依存症の正しい理解や支援方法等を学ぶ機会とします。	大館保健所
依存症当事者、家族、支援者向けのグループミーティング	管内で実施されている自助グループが少ないため、自助グループの重要性や必要性の促進を図ります。	大館保健所
依存症の事例検討会	管内の相談支援機関から依存症に関する相談支援の経験が少ないという声があるため、対応困難事例について検討会を行い、支援方法・技術の向上および関係機関の連携を図ります。	大館保健所

-5- 生きることの促進要因への支援

生きることの阻害要因（病気や介護疲れ、過重労働、将来への不安や絶望など）を減らし、生きることの促進要因（地域とのつながりや問題対処能力が向上することなど）を増やすことで自殺リスクが低くなると言われています。

そのため、居場所づくりや地域活動への参加の機会を増やすこと、また、市民からの幅広い相談に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

(1)市民からの相談への対応の充実

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
消費生活相談	商品やサービスの契約トラブル・多重債務等、消費生活に関する相談に対応します。	生活環境課
納税に関する相談	納税に関する相談に対応します。	税務課
テレフォン病院24 電話相談 ウェブ相談	休日・夜間における診療体制及び健康、医療に関する電話相談・メールを24時間対応します。	福祉総務課
アウトリーチ等継続支援事業 （重層的支援体制整備事業）	複雑・複合化した福祉課題を自ら相談できない方（世帯）に対し、実態調査や情報提供を基に、訪問等を行いながら支援につなげます。	福祉総務課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員 相談	民生・児童委員が地域で問題を抱えている人の相談対応を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会 民生委員・児童委員
子育てに関する相談	妊娠中から子育て中の相談に対応します。	すこやか子育て課
高齢者の生活に関する相談	日常生活に不安のある高齢者や家族が、公的な各種保健福祉サービスを利用するための相談等を行います。	あんしん長寿課
水道料金等、受益者負担金等に関する相談	水道料金等、受益者負担金等の支払いに関する相談に対応します。	上下水道課
就学に関する相談	就学に関する相談に対応します。	総務学事課
精神保健相談	医師（第2、4木曜日予約制）、保健師による精神保健、心の健康などに関する相談支援を行います。	大館保健所
暮らしの困りごと相談	心配ごと相談、福祉相談、ボランティア相談に対応します。	社会福祉協議会

(2)居場所や活動の場づくり

事業名	事業概要	実施主体 (担当課)
地域づくり協議会活動	地域づくり協議会等が提供する事業に自由に参加し、交流を図れるとともに、市民センターを拠点として住民自らが地域活動ができる場の提供をします。	生活環境課
おいでよ☆ふくしの杜	子ども、高齢者、障がい者、ボランティア団体等をはじめ、多くの住民が参加し、催しを通して福祉活動の周知や福祉交流、ボランティア活動を広げ、「ふくしのまちづくり」をテーマに開催します。	福祉総務課 社会福祉協議会
参加支援事業 (重層的支援体制整備事業)	社会や地域とのつながりが薄く、複雑・複合化した福祉課題や制度の隙間ニーズを抱える方(世帯)へ、行政や地域の社会資源等の実施する事業のマッチングや支援メニュー開拓など、社会や地域とのつながりの回復を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
障がい者地域生活支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、各種ボランティア活動の推進や移動支援等の提供により、社会参加や福祉の増進を図ります。	福祉総務課
一般介護予防事業	高齢者が生きがいを持って元気に日常生活を送ることができるよう、介護予防事業を実施します。	あんしん長寿課
地域生き活きサロン	高齢者の社会的孤立を防ぐため、気軽に集まれる場所を確保する活動に対し、補助金を交付します。	あんしん長寿課
認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換、介護相談ができる機会を提供します。	あんしん長寿課
スローショッピング	ボランティアが一緒に店内を付き添い、自分のペースでゆっくり買い物ができるお手伝いをします。また、併設の認知症カフェで他者との交流を図ります。	あんしん長寿課
「森と水の癒しの里かづの」 森林セラピー活用事業	恵まれた自然環境を活用し、現代人の「癒し」「保養」「健康志向」のニーズに対応した体験型プログラムを提供します。	産業活力課
農業サポーターマッチング事業	鹿角市を代表する北限の桃や鹿角りんごの果樹産地を支えるため、果物を育てる作業サポーターの育成講習会を実施します。	農業振興課
花いっぱい運動事業	自治会等の花壇づくりの取り組みをすすめ、世代・年代を問わず、安心して過ごせる場所づくりを支援します。	生涯学習課
図書館管理費	利用者の利便性の向上を図り、読書を通じた心安らぐ機会と、世代・年代を問わず、安心して過ごせる場所を提供します。	生涯学習課
文化の杜交流館事業	世代・年代を問わず、安心して過ごせる施設運営を行います。	文化の杜交流館 コモッセ

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
生涯スポーツ推進事業	気軽に参加できるスポーツイベントを開催する等、「住民の健康づくり」や「まちの活性化」を図るきっかけづくりの場を提供します。	スポーツ振興課
J＆Bの会	孫の世話をしている世代の祖父母または関心のある人等に対して集いの場や研修会を開催します。	子ども未来センター
Café＆あのねの日	保健師等による計測や相談を交えながら、利用者同士が子育てについての情報交換をする場を提供します。	子ども未来センター
MOGUMOGU＆ あかちゃいくるの日	管理栄養士による季節の食材を使った離乳食のレシピを紹介したり、試食を通して離乳食等に関する相談の場を提供します。また、ベビー服やグッズのリユース会を開催します。	子ども未来センター
Syabell	5歳未満の子どもを持つ保護者が10人以下のグループで子育ての悩みを話し合う会（ノーバディズ・パーフェクト講座）を開催します。	子ども未来センター
くすくすLIFE	子育て中の保護者を対象とした子どものいる暮らしを楽しむための講座を開催します。	子ども未来センター
うみたの	妊産婦とその家族を対象とした出産・育児の講話のほか沐浴などの体験を行い妊娠から産後の不安の軽減を図ります。	子ども未来センター
ふれあいサロン	傾聴ボランティア養成講座を受講したふれあいパートナーが、花輪地区の市日の日等にふれあいサロンを開催し、誰でも話をすることができる居場所づくりを行います。	ふれあいパートナー
シルバー人材センター 入会相談会	高年齢者のライフスタイルに合わせた就業や軽易な業務等を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上・活性化に貢献します。	シルバー人材センター
鹿角市老人クラブ活動	仲間や地域の高齢化とともに継続的な健康活動に取り組み、元気高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくり・機会づくりを進めます。	老人クラブ連合会
さわやかサロン	精神保健ボランティアの会「でねが～」で、精神障がい者と地域のかけ橋として、さわやかサロンの運営や精神障がい者生活支援活動などを行います。	社会福祉協議会

(3)特定の生活課題への支援

事業名	事業概要	実施主体 （担当課）
日中一時支援事業	障害者（児）を介護する方が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行います。	福祉総務課
手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行います。	福祉総務課
自立相談支援事業 （重層的支援体制整備事業）	生活困窮者の相談支援や自立に向けたプラン作成のほか「ふくし総合相談窓口」を設置し、様々な相談に対応し専門の支援機関につなげます。	社会福祉協議会
若者等相談支援事業	ひきこもりやニート、不登校等に対応する総合的な相談を実施し、地域への参加や自立を支援します。	社会福祉協議会
こころの個別相談	臨床心理士によるこころの個別相談を行います。	すこやか子育て課
ひとり親住宅整備資金 貸付事業	ひとり親家庭に対し、住宅の整備に必要な資金を低利で貸付します。	すこやか子育て課
労働者のストレスチェック事業	働き盛りの年代にストレスチェックアンケートの実施を検討します。	すこやか子育て課 かづの商工会 鹿角市鹿角郡医師会
子育て世帯訪問支援事業	子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要な家庭を訪問し、育児や家事援助等の支援を行います。	すこやか子育て課 子ども未来センター
認知症総合支援事業	認知症サポーターの拡大や身近な相談窓口の設置等、認知症高齢者を支える地域をつくるとともに、認知症高齢者を支える体制を構築します。	あんしん長寿課
学校職員ストレス チェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	総務学事課
借金・事業資金に 関する相談	事業主の借金返済の相談・支援を行います。	かづの商工会
未就労者への支援・相談	生活保護受給者・障がい者等の就労支援や職業支援を行います。	鹿角公共職業安定所
弁護士相談	法律トラブルを抱えた人が気軽に相談できます。	法テラス 生活環境課
職親制度のPR	PRチラシを商工会議所の協力を得ながら配布を行うなど、地域の事業所を訪問して制度の説明を行い、登録推進を図ります。	大館保健所 かづの商工会

ライフステージ別の支援（基本施策1～5における共通項目）

ライフステージによって、悩みの種類や生活の基盤が異なります。そのため、自殺に至るリスクが高い人に対して、それぞれの原因や背景に合わせて、SOSの出し方と受け方別に対策を講じていきます。

｜ライフステージに合わせた対策｜

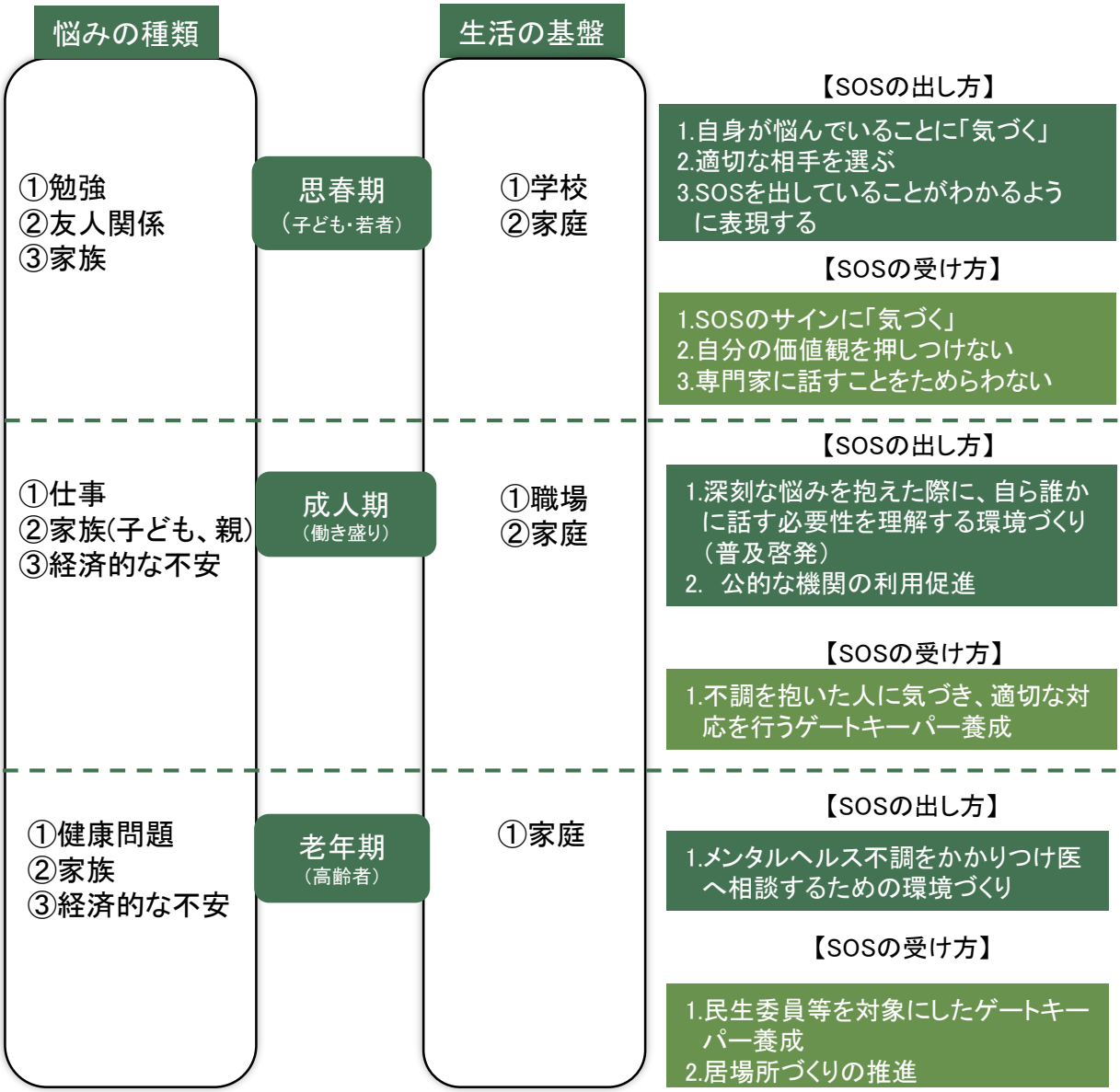

04

優先すべき対策

重点施策 1　子ども･若者への支援
重点施策 2　働き盛り世代･高齢者への支援
重点施策 3　生きやすい価値観の醸成
重点施策 4　相談機関へのアクセス
重点施策別指標一覧
重点施策別事業計画

第2期計画においては、「子ども・若者への支援」「働き盛り世代・高齢者への支援」 「生きやすい価値感の醸成」「相談機関へのアクセス」の4つを重点施策と位置づけ、対策を推進していきます。

重点施策1 子ども・若者への支援

重点施策2 働き盛り世代・高齢者への支援

重点施策3 生きやすい価値観の醸成

重点施策4 相談機関へのアクセス

重点施策1 子ども・若者への支援

【現状】

・小学生に「悩みを感じたり、困ったとき、どのような行動をとると思いますか」の項目において、「だれかに話す」と回答した割合が46.7%と最も多くなっている。

・「悩んだときに誰に話したいと思うか」の項目において、「友達」と回答した割合は小学生、中学生、高校生すべてにおいて5割以上となっている。

・「悩んだときに誰に話したいと思うか」の項目において、「知らない人に話したくない」と回答した割合は小学生が12.5%と中学生や高校生に比べて高くなっている。

・「解決できない悩みを誰かに相談したいと思うか」の項目において、「そう思わない」と回答した割合は、高校生は10.4%でしたが、中学生は31.5%と高くなっている。

・「友達から悩みを相談されたときに、話を聞いてあげようと思いますか」の項目において、「そう思う」と回答した割合は中学生、高校生ともに8割以上となっている。

・「友達の表情が暗いときに、話しかけることはできますか」の項目において、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合の合計は中学生、高校生ともに8割以上となっている。

子ども・若者の取組みの方向性

▶ SOSの出し方・受け方教育の実施

□ 思春期は、大人(成人期以降)と比較し、考え方が変わりやすい時期

□ 悩んだ時に誰かに話すことの大切さを教育することが重要

解決にならないとわかっていても誰かに話す必要性を感じることが大事

□ SOSを出した人に気づき声をかけたいと思っている児童・生徒が多い

□ SOSを受ける側は知識と対応できる自信とスキルを身につける

児童・生徒向けにSOSの出し方受け方教育を実施

取組みの指標

指標	現状値（令和5年度）	推進方向	目標値（令和10年度）
◯児童・生徒のこころの健康づくり講演会などによるSOSの出し方に関する教育をする学校数	中学校4校 高校1校 （令和5年度までの実施校数）	↗	全ての学校で実施 （小学校も含む）
◯児童・生徒のテレフォン病院24の認知度	9.1%	↗	30.0%
◯解決できない悩みを誰かに話したいと思う人の割合について“そう思う“”やややそう思う”と答える人の割合	中学生63.2% 高校生73.9%	↗	中学生63.2%以上 高校生73.9%以上

重点施策2　働き盛り世代・高齢者への支援

【現状】

・本市の自殺者数の割合では男性において60歳以上の自殺者数が多く、女性において40歳以上の自殺者数が多くなっている。

・年代別の自殺念慮やメンタルヘルス不調を抱えてる人は、60歳以上と比較して、働き盛り世代に多く、これらの人は解決にならない悩みやストレスについて話す相手が少ない可能性がある。

・深刻な悩みを抱えている人は、相談の必要性を感じているもののSOSを出すことが難しいという結果になっている。

働き盛り世代の取組みの方向性

- 愚痴を話せる相手を増やす
- 職場でのゲートキーパー養成

☐ 特に、男性（成人期）は、解決しない問題を話さない

☐ 愚痴を話せる相手や機会を作ることが重要

解決にならないとわかっていても誰かに話す必要性を感じることが大事

自己負担感の知覚を減らす

☐ メンタルヘルス不調になっても、上司や専門家に話しにくい

☐ 同僚や上司が気づくことが重要

図表38

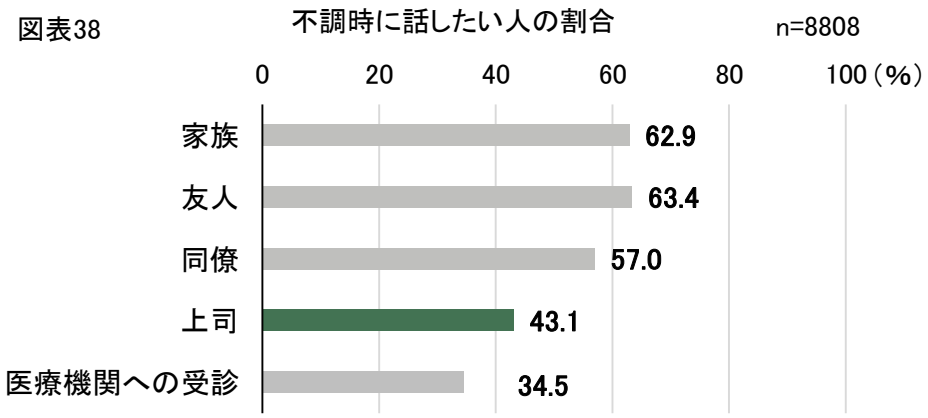

不調を抱えた際に被雇用者は誰に話すのか？
秋田県の働く人が抱える自殺リスクと不調時の相談相手の実態調査報告書(2023)

上司に相談する割合が低いため、働く人に向けた対策が必要
専門機関に相談できる仕組みやゲートキーパーの養成が必要

高齢者の取組みの方向性

- 民生委員等を対象にしたゲートキーパー養成

☐ 自殺者数で高齢者の占める割合が大きい

☐ 高齢者に接する機会の多い人へ研修機会を提供することが重要

自殺リスクが高いと考えれられる高齢者の不調等に気づく
ことができる新たな人材養成が必要

取組みの指標

指標	現状値（令和4年度）	推進方向	目標値（令和10年度）
◯傾聴ボランティア・ゲートキーパー養成講座の受講者数	650人 （延べ受講者数）	↗	100人 （新規受講者数）

・延べ人数の場合は、同一者が複数回受講した場合、一人と数えません。そのため、関心が高い人のみへ支援することになり、自殺対策に資する人を増やしているとは言い切れないため、令和10年度は新規受講者数を目標値に設定しました。

重点施策3　生きやすい価値観の醸成

【現状】

・「自殺対策に関わる調査」の結果、自殺に対する価値観の「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」の項目において「そう思う」「どちらかというとそう思う」と回答した人が全体の約3分の1となっている。

・「自殺は自己責任論だと考える人の割合」では、59歳以下の世代において50%を超える人が「自己責任である」という結果になっている。

生きやすい価値観醸成への取組みの方向性

▶ 自殺対策に関わる支援者に向けたスキルアップ

□自殺は自己責任論だと考える人が多い

□59歳以下の働き盛り世代が特にその傾向が強い

自殺は追い込めれた末の死であることを強調するために、研修会や啓発の普及に注力する必要がある。

取組みの指標

指標	現状値（令5年度）	推進方向	目標値(令和10年度)
◯「生死は最終的に本人の判断にまかせるべき」の望ましい回答の割合	33.7%	↗	33.7%以上
◯この1か月間に自殺念慮を抱いた人の割合	3.0%	↘	1.5%
◯メンタルヘルス不調を抱えている人の割合	11.8%	↘	10.0%

重点施策4　相談機関へのアクセス

【現状】

・商工会や保健所、学校などの地域に根ざしたサービスは利用しやすい一方で、市役所や社会福祉協議会などの公的な機関、専門家に対しては利用しやすいと感じている割合が低くなっている。

・自殺やストレスに対するポスターやチラシなどによる普及活動は、どちらも7割の人が「知っている」と回答している。

・自殺やストレスに関する普及啓発が行き届いているが、サービスの利用に結びついていない。

相談機関へのアクセスへの取組み

- 既存の普及啓発活動の促進
- 研修会・講座の実施

□専門家・公的な機関について利用しにくいと感じている

□自殺やストレスに関する普及啓発が行き届いている可能性が高い

普及啓発活動と並行してサービスの利用率向上に対する取組みが必要

専門家・公的機関の利用障壁を取り除く取組み

取組みの指標

指標	現状値（令和5年度）	推進方向	目標値（令和10年度）
○広報等の啓発により、自殺対策強化月間（世界自殺予防デーやいのちの日）を“知っている”と答える人の割合	73.6%	↗	80%以上
○こころに関する相談窓口等の情報、啓発物を見たことがある人の割合	69.9%	↗	80%以上
○相談窓口の利用しやすさについて“利用しやすい“”まあまあ利用しやすい”と答える人の割合	50.1% （一番高い相談機関）	↗	50.1%以上 （すべての相談機関）
○テレフォン病院24の認知度	35.7%	↗	50%以上

重点施策別指標一覧

重点施策		指標	現状値（令和5年度）	推進方向	目標値（令和10年度）
1	子ども・若者への支援	○児童・生徒のこころの健康づくり講演会などによりSOSの出し方に関する教育をする学校数	中学校4校 高校1校 （令和5年度までの実施校数）	↗	全ての学校で実施 （小学校も含む）
		○児童・生徒のテレフォン病院24の認知度	9.1%	↗	30.0%
		○解決できない悩みを誰かに話したいと思う人の割合について“そう思う”“ややそう思う”と答える人の割合	中学生63.2% 高校生73.9%	↗	中学生63.2%以上 高校生73.9%以上
2	働き盛り世代・高齢者への支援	○傾聴ボランティア・ゲートキーパー養成講座の受講者数	650人 （令和4年度） （延べ受講者数）	↗	100人 （新規受講者数）
3	生きやすい価値観の醸成	○「生死は最終的に本人の判断にまかせるべき」の望ましい回答の割合	33.7%	↗	33.7%以上
		○この1か月間に自殺念慮を抱いた人の割合	3.0%	↘	1.5%
		○メンタルヘルス不調を抱えている人の割合	11.8%	↘	10.0%
4	相談機関へのアクセス	○広報等の啓発により、自殺対策強化月間（世界自殺予防デーやいのちの日）を“知っている”と答える人の割合	73.6%	↗	80%以上
		○こころに関する相談窓口等の情報、啓発物を見たことがある人の割合	69.9%	↗	80%以上
		○相談窓口の利用のしやすさについて“利用しやすい“ “まあまあ利用しやすい“と答える人の割合	50.1%未満 （一番高い相談機関）	↗	50.1%以上 （すべての相談機関）
		○テレフォン病院24の認知度	35.7%	↗	50%以上

重点施策別事業計画

重点施策		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	子ども・若者への支援	SOSの出し方・受け方教育（小・中・高校生） →				
		・SOSの出し方教育について、中高生に加えて小学生にも実施していきます。 ・SOSを受ける側にも受け止め方のポイントを伝えるため、SOSの受け方教育を小中高生や学校教諭に実施していきます。				

重点施策		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
2	働き盛り世代・高齢者への支援	こころの健康等のスクリーニング体制の整備 →				
		公的相談機関の利用促進 →				
		職場のゲートキーパー養成講座 →				
		民生委員等を対象としたゲートキーパー養成講座 →				
		・働き盛り世代が自分の不調に気付けるよう、ストレスチェックを行い、必要に応じて専門職や公的相談機関を利用し、相談支援を行えるよう相談体制の整備をします。 ・職場や身の回りで不調を抱えている人に気づき、声をかけたり支援先につなげられるよう、ゲートキーパーの養成講座を実施します。 ・高齢者と接する機会の多い民生委員や介護職員等にゲートキーパー養成講座を実施します。				

重点施策		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3	生きやすい価値観の醸成	傾聴ボランティア養成講座や出前講座等の研修会で『自殺に対する価値観』についての内容を取り入れる →				
		・「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」と回答した方が多く、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」として認識してもらうために、各研修や講座等で広く周知していきます。				

重点施策		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
4	相談機関へのアクセス	相談先一覧（鹿角市版）の配布 →				
		ゲートキーパー養成講座 →				
		・市役所や社会福祉協議会等、公的な相談機関を利用しやすいように、相談先一覧（鹿角市）を作成し、周知していきます。 ・様々な職種や市民、事業所等にゲートキーパー養成講座を実施し、悩んでいる人に気づき、声をかける『ゲートキーパー』の役割を担う人材を増やします。				

05

生きる支援に関連する事業

-1- 既存の研修等と連携した生きる支援（自殺対策）の推進
-2- 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供
-3- 調査・分析結果の活用
-4- 様々な分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解促進
-5- 多機関の連携による支援体制の強化
-6- 既存の生きることの包括的な支援を継続

-1- 既存の研修等と連携した生きる支援（自殺対策）の推進

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度について理解し、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員に気づき役や、つなぎ役としての役割が期待できます。	福祉総務課
認知症サポーター養成講座	認知症サポーターの拡大や身近な相談窓口など、認知症高齢者を支える地域を作るとともに、認知症高齢者を支える体制を構築します。	養成講座でゲートキーパーや自殺対策について取り入れてもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知につなげます。	あんしん長寿課
シルバーリハビリ体操指導士養成講座	各地域や自治会等で、シルバーリハビリ体操を行えるよう体操指導士を養成します。		あんしん長寿課

-2- 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援や地域づくりに向けた支援の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。	相談対応にあたる職員が、ゲートキーパー研修を受講することで、自殺対策の視点についても理解を深め、問題を抱えている方を適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化が図られます。	福祉総務課
ファミリー・サポート・センター運営事業	ファミリー・サポート・センターの常設託児や休日保育等により、子育てを地域で支援します。	子育ての過度な負担がかかる保護者も、交流できる場、相談できる場があることでリスクを軽減できます。ハイリスク者等の早期発見と他機関への紹介を行い、必要に応じて、相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	すこやか子育て課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
高齢者等生活支援事業	日常生活に不安のある方に対して、軽作業をお手伝いする生活支援サービスを提供するほか、高齢者世帯等の雪下ろし、除排雪費用、タクシー利用を支援します。	事務手続き及び相談対応を通じて、高齢者が抱えている問題を把握し、リスクの早期発見と他機関への紹介を行います。必要に応じて、相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	あんしん長寿課
家族介護支援事業	高齢者を在宅で介護している世帯に対し介護用品購入クーポン券を支給するなど、在宅介護世帯を支援します。	介護は当人や家族にとって負担が大きくハイリスクとなり得ます。事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者の早期発見と他機関への紹介を行います。	あんしん長寿課
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者、基本チェックリストに該当する高齢者に対し、必要な支援サービスを提供します。	事務手続き及び相談対応を通じて、高齢者が抱えている問題を把握し、リスクの早期発見と他機関への紹介を行います。	あんしん長寿課
鹿角市障がい者総合サポートセンター	障がい者やその家族の様々な相談に応じる総合相談窓口を開設し、専門の相談員が対応します。	相談対応にあたる職員が、ゲートキーパー研修を受講することで、自殺対策の視点についても理解を深め、問題を抱えている方を適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化が図られます。	障がい者総合サポートセンター

-3- 調査･分析結果の活用

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
参加者アンケートの実施	SOSの出し方・受け方講座参加者に、こころの健康づくりに対する気持ちや行動に関するアンケートを実施します。傾聴ボランティア養成講座等の参加者にアンケートを実施し、自殺に対する価値観の変化について確認します。	各種講座等の参加者アンケートを実施し、生きやすい価値観の醸成について確認します。	すこやか子育て課

-4- 様々な分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解促進

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
食の交流まつり開催事業	地場農畜産物を活用した都市との交流により、鹿角ブランドのイメージアップを図るとともに、農畜産物の販路拡大を進めます。	交流の場等に参加することが農畜産家の生きがいづくりにつながる観点から、自殺対策に資する活動として継続的に実施します。	農業振興課
家庭教育推進事業	子育て世代へ学習機会を提供し、家庭教育における悩みや不安の解消を支援します。	子育ての悩みを相談できるネットワークの構築や、課題に対する適応力を養い、子育て世代を支援します。	生涯学習課
日本語講座開設事業	市内在住の外国人を対象とした日本語講座を開設し、語学力の向上と、言葉の壁に起因する困難さの低減を図ります。	外国人とその家族の孤立化を防ぐため、日本語指導を行いコミュニケーション力の向上を支援します。参加者同士の交流の場を提供して仲間づくりにつなげます。	生涯学習課

-5- 多機関の連携による支援体制の強化

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
精神科医確保に向けた活動	市内医療機関に精神科医の常勤医の配置を目指します。	自殺総合対策大綱に「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」ことが掲げられており、「救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実」や「医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化」等が挙げられていることから、精神科医の常勤医の配置等を継続して目指していきます。	福祉総務課 鹿角の医療と福祉を考える市民町民の会
包括的相談支援事業（重層的支援体制整備事業）	既存の介護、障がい、子ども・子育て、困窮の各相談支援機関が、相談者の世代や属性に関わらず包括的に相談を受け止め、専門分野の相談支援機関へのつなぎや連携した支援を行います。	相談対応にあたる職員が、ゲートキーパー研修を受講することで、自殺対策の視点についても理解を深め、問題を抱えている方を適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化が図られます。	すこやか子育て課 社会福祉協議会 子ども未来センター 地域包括支援センター 障がい者総合サポートセンター
多機関協働事業（重層的支援体制整備事業）（再掲）	複雑・複合化した福祉課題や制度の狭間の課題を抱える方（世帯）への対応について、多機関協働により、情報共有や支援方針、役割分担等の調整を行います。		福祉総務課 社会福祉協議会
地域福祉活動支援事業	地域福祉充実のため、福祉ボランティアの育成のほか、福祉にかかわる民間活動や地域住民の自主的な福祉活動を支援します。	研修会等でゲートキーパーや自殺対策について取り入れてもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知につなげます。	社会福祉協議会
家庭児童相談室運営事業	家庭相談員及び母子・父子自立支援員が子供やその家庭の心配事や困りごとなどの相談を受け付けており、福祉保健センター内の各担当と連絡を取るとともに、必要に応じて児童相談所や保健所等専門機関と連絡し、適切な指導、援助を行います。	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となります。事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者・保護者等の早期発見と他機関への紹介を行います。	すこやか子育て課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
介護人材確保推進事業	市と事業所が連携し、不足する介護人材の確保を進めます。	研修会等でゲートキーパーや自殺対策について取り入れてもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知につなげます。	あんしん長寿課
かづのこもれび教室運営事業	児童・生徒や保護者の多様化する相談に対して、学校と関係機関によるネットワークを構築し、有効な支援を行うとともに、不登校児童・生徒を支援するため、学校復帰を手助けする教室を開設し、学習意欲、自立心、社会性を育てます。	不登校の子どもや保護者・家族も様々な問題を抱えている可能性があります。そのため、事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者・保護者等の早期発見と他機関への紹介を行います。	総務学事課
かづのこもれび相談事業	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員が対面で受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談を行います。	学校以外の場で専門の相談員に相談できる体制をつくることで、早期の問題発見・対応につながります。また、教育相談に訪れた保護者に、必要に応じて、相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	総務学事課
いじめ不登校委員会	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。	問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もあります。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得ます。また、研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできます。	総務学事課

-6- 既存の生きることの包括的な支援を継続

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
困りごと相談	市民生活一般に関しての困りごとなどの相談に対応しています。	市民の様々な相談への対応を通じて、ハイリスク者等の早期発見と他機関への紹介を行います。	生活環境課
障がい者相談支援事業	障害福祉サービスの利用や生活に関する問題、不安などに対応する相談を実施し、安定した生活と自立を支援します。	事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者・保護者等の早期発見と他機関への紹介を行います。	福祉総務課
障がい者地域活動支援センター事業	創作的活動、生活活動の機会を創出するとともに社会交流の機会を提供し、自立と生きがいづくりを推進します。	障がい者が趣味や好きな仕事をしたり、大切な人と過ごしたりと、自分のやりたいことができていると思えることは、その人の生きがいになり得ます。	福祉総務課
障がい者スポーツ活動事業	日頃身体を動かす機会の少ない在宅の障がい者が、様々な運動を通して体力の維持増強に努めながら交流を深めるとともに、社会参加の促進を図ります。		福祉総務課
障害者住宅整備資金貸付事業	バリアフリー化に関わる住宅改修に必要な資金を低利で貸付します。	相談のケースに応じて、適切な相談支援先につなぐことができるよう関係機関との連携を強化し、必要に応じて、相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	福祉総務課
障がい者福祉タクシー事業	交通手段の確保が困難な重度障がい者を対象として、タクシー券を交付し通院や外出など日常生活の利便性向上と社会参加を支援します。	事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者等の早期発見と他機関への紹介を行います。	福祉総務課
難聴児補聴器購入補助事業	日常生活、社会生活の向上のため、身体障害者手帳交付対象外の難聴児が装用する補聴器の購入費用の一部を助成します。		福祉総務課
人工透析患者通院交通費助成事業	腎臓機能障がい者の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るため、人工透析治療に要した交通費を支援します。		福祉総務課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
生活保護にかかわる相談	生活に関する問題、不安などに対応する相談を実施し、安定した生活と自立を支援します。	被保護者の各種手続きや家庭訪問・電話などによる相談対応を通じて、ハイリスク者等の早期発見と他機関への紹介を行います。	福祉総務課
障がい者計画策定等管理事業	障がい者計画及び障がい福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を行います。	障がい者の地域での生活や福祉サービスについて、ニーズに即した福祉施策の充実を総合的、計画的に進めることにより、障がい者が地域で自立した生活ができるよう支援します。	福祉総務課
特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当支給事務	日常生活が困難な心身障がい者(児)の社会参加のための手当を支給します。	手当の支給申請や更新に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得ます。	福祉総務課
障がい児支援に関する事務	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児相談支援を実施します。	障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供により、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、保護者の自殺リスクの軽減につなげます。	福祉総務課
訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付を行います。	障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得ます。	福祉総務課
障がい者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行います。	相談対応にあたる職員がゲートキーパー研修を受講し、必要時に適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらうことで、自殺リスクを抱えた人の把握、支援の拡充につながります。	福祉総務課
障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置し対応します。	虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題を知り、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得ます。	福祉総務課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護、虐待防止の対応等も行います。	相談対応にあたる職員が、ゲートキーパー研修を受講することで、自殺対策の視点についても理解を深め、問題を抱えている方を適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化が図られます。	鹿角市障がい者総合サポートセンター
障がい者相談員による相談業務（身体・知的障がい者相談員）	障がい者相談員による相談業務を行います。		福祉総務課
病児・病後児保育事業	子育てと仕事の両立を支援するため、病気り患中または病気の回復期等の保育を進めます。	病児・病後児保育の申請時において、申請者の状況把握に努めます。ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。	すこやか子育て課
母子・父子家庭の困りごと相談	母子・父子家庭の生活の悩み、子どもの進学、就職、住宅などの相談支援を行います。	事務手続き及び相談対応を通じて、母子・父子自立支援員から支援を必要とするハイリスク者・保護者等の早期発見と他機関への紹介を行います。	すこやか子育て課
親子教室事業	就学前の児童で軽度、中等度障がい児を対象に集団生活訓練を開催し、児童の自立を援助するとともに、発達上、配慮を必要とする年長児童を対象に、通級指導教室を実施します。	障がい児を抱えた保護者の様々な問題に気づき、保護者に過度な負担がかかるのを防ぐことができ、適切な支援先へとつなげる上での窓口となります。また、保護者同士の関係構築を進めることにより、生きることの包括的な支援となり得ます。	すこやか子育て課
保育サービス充実事業	多様な保育ニーズに対応するため、就学前教育・保育施設において延長保育や一時預かりなどの保育サービスの充実を図ります。	延長保育や一時預かりなどの申請時において、申請者の状況把握に努め、ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。	すこやか子育て課
保育補助者雇上強化事業	保育士の負担軽減のため、保育補助者の雇用に対して支援を行います。	事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者・保護者等の早期発見と他機関への紹介を行います。	すこやか子育て課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
妊産婦健診	妊婦が安心して出産できるよう妊産婦健診を実施し、妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認します。	定期的に妊産婦の健康状態を把握し、妊娠から産後における不安の軽減を図るとともに、必要に応じて関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	すこやか子育て課
産後ケア事業	助産師等が自宅を訪問し、子育ての不安や悩みを抱えるお母さんが安心して子育てできるように支援します。	産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険があります。出産直後の早期段階から助産師等専門職が関わり必要な助言等により、リスクの軽減を図ることにつながります。また、他の専門機関と連携して支援を継続することにより、自殺リスクの軽減につながります。	すこやか子育て課
各種健（検）診の実施	特定健診・後期高齢者健診・人間ドック及びがん検診等を行い、健康の維持・病気の早期発見に努めます。	健康問題が自殺リスクを高めることがあるので、受診率向上に向けた取り組みを行い、結果等に問題がある場合には、支援につなげます。	すこやか子育て課
脳血管疾患対策事業	脳血管疾患による死亡者数を減らすため、脳ドック助成や減塩啓発等を実施し、脳血管疾患の予防意識を高めます。		すこやか子育て課
医療用補正具購入費助成事業	がん治療により補正具を購入した方に対し、購入費の助成を行い、積極的・経済的負担の軽減を図ります。	事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者の早期発見と他機関への紹介を行います。	すこやか子育て課
不妊・不育症治療支援事業	不妊治療・不育治療にかかる経済的負担を軽減します。		すこやか子育て課
むし歯予防事業	歯科健診、ブラッシング指導、フッ化物塗布・洗口等を実施し、幼児期からのむし歯予防を促進します。	子どもの口腔の健康状態は家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得ます。保護者を含めて、支援していくことにつながります。	すこやか子育て課
予防接種事業	予防接種を実施するほか、インフルエンザなどの感染症の発症・重症化予防を図ります。	予防接種は家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得ます。保護者を含めて、支援していくことにつながります。	すこやか子育て課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
介護等についての相談	65歳以上の高齢者で身体が虚弱、寝たきり、認知症などのため、日常生活に支障のある方や、その家族の方々を対象に様々な介護の悩みや問題などを伺い、各種の公的な保健福祉サービスを利用していただくための介護相談、介護用品の紹介等の相談を行います。	要介護者の当事者並びにその家族の中には、様々な問題を抱え、ハイリスクとなる可能性があります。介護にまつわる諸問題についての相談機会の場を通じて、ハイリスク者の早期発見と他機関への紹介を行います。	あんしん長寿課
認知症についての相談	認知症は、初期の段階で診断を行い、適切に対応することで、病気の進行を遅らせたり、症状を安定させることができるため、認知症カフェなど気軽に相談できる場を開設し、支援につなげます。	介護は当人や家族にとって負担が大きく、特に認知症の家族にかかる負担は大きく、ハイリスクとなり得ます。事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者の早期発見と他機関への紹介を行います。	あんしん長寿課
シルバーリハビリ体操指導	シルバーリハビリ体操教室や出前講座等でシルバーリハビリ体操の指導を行います。	体操教室に参加することが生きがいにつながるという観点から、自殺対策に資する活動として継続的に実施します。	あんしん長寿課
高齢者等見守りネットワーク推進事業	見守りネットワークの活動など、一人暮らしの高齢者等要援護者を地域全体で見守る体制づくりを進めます。	研修会等でゲートキーパーや自殺対策について取り入れてもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知につながります。	あんしん長寿課
生活支援体制整備事業	生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支えあいの体制づくりを進めます。		あんしん長寿課
新規就農者育成支援事業	新たに農業を始めようとする方が奨励金を受けながら研修する制度や就農直後の経営支援等により、新規就農者の育成を進めます。	事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者等の発見と他機関への紹介を行います。必要に応じて、相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	農業振興課
かづの農業夢プラン応援事業	高品質な戦略作物を安定的に供給できる産地を形成し、収益力を高めるため、認定農業者や集落営農組織等の営農拡大に必要な機械・施設等の導入を手伝います。		農業振興課
農業収入保険加入促進事業	自然災害や市場価格の下落など様々なリスクに備えるため、保険料の一部補助による収入保険への加入を促し経営の安定を図ります。		農業振興課
農業生産被害防止対策事業	鳥獣被害防止対策のための電気柵等設置費支援により、野生鳥獣による農作物被害の防止及び軽減を図ります。		農業振興課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた「生きる」事業案	実施主体（担当課等）
資格取得支援事業	就業機会の拡大と雇用の促進を図るため、資格取得にかかる費用を支援します。	事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者・保護者等の早期発見と他機関への紹介を行います。必要に応じて、相談先が掲載されたリーフレットを配布します。	産業活力課
建築・住宅に関する相談	建築・住宅、市営住宅に関する相談に対応します。	市営住宅等の事務手続き及び相談対応を通じて、ハイリスク者等の発見と他機関への紹介を行います。必要に応じて、相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	都市整備課
下水道事業受益者負担金減免制度	生活扶助を受けている方などに対し、下水道事業受益者負担金に減免制度があるため、相談・支援します。	生活困窮の場合、申請により負担金が減免となります。また、事務手続きや相談対応を通じて、ハイリスク者等の発見と他機関への紹介を行います。必要に応じて、相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	上下水道課
水道料金徴収業務	水道料金滞納者の相談に応じ、料金未納による給水停止執行にならないよう支援します。	料金徴収あるいは料金未納による給水停止執行時に訪問した際、事務手続きや相談対応を通じて、ハイリスク者等の発見と他機関への紹介を行います。必要に応じて、相談先の掲載されたリーフレットを配布します。	上下水道課
奨学金に関する相談	奨学金に関する相談に対応します。	事務手続き及び相談対応を通じて、家庭の状況やそのほかの問題等を聞き取ることで、資金面の援助以外にもほかの機関につなげて包括的な支援を行うことができます。また、相談先の掲載されたリーフレットを配布することによって、情報提供の機会にもなり得ます。	総務学事課
子育て世帯の遠距離・準遠距離通学対策事業	通学にかかる費用負担軽減を図るため、通学費の支援を行います。		総務学事課
奨学資金貸付事業	経済的理由により就学が困難な市民の子弟に対して、奨学資金の貸付を行います。		総務学事課
就学援助と特別支援学級、就学奨励補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等の購入費用を支援します。 特別支援学級在籍者に対し、経済的負担の軽減を図るため就学奨励費を支給します。	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられます。費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得ます。	総務学事課

06

計画の推進体制

計画の推進体制

計画の推進体制

本計画の進行管理にあたっては、自殺の状況や計画に掲げた取組みの進捗状況等について、定期的に関係部署等に確認するとともに、保健所や医療関係者、福祉事業者、警察、消防本部、弁護士、教育委員会等の関係機関の代表者によって組織する「鹿角市自殺予防対策連絡協議会」の場において、取組みの進捗状況の確認や評価を行うとともに、地域情報を共有しながら、一体的な取り組みを進めてまいります。

また、計画の推進にあたっては、社会全体で自殺対策のPDCAサイクルを回すことを通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すこととしており、市民を中心として、行政や関係機関との一体的な推進体制のもと、総合的に施策を進めていきます。

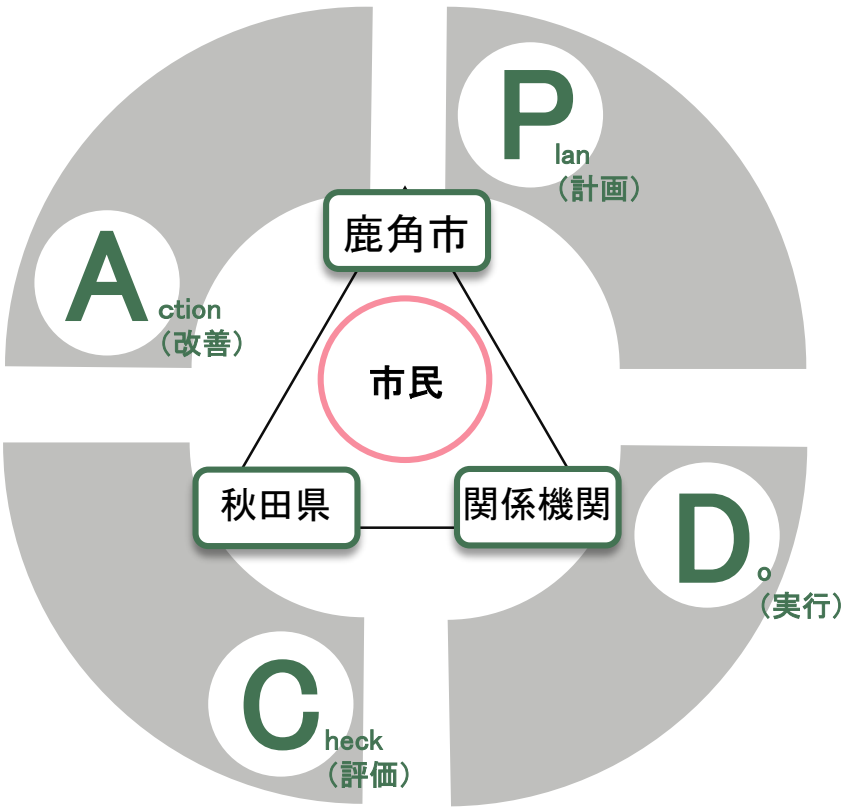

P 第2期計画の策定
令和10年度までに自殺者数を0（ゼロ）人に

D 第2期計画の実行
目標を達成するために各取組みを実行

C 第2期計画の評価
各取組みの指標及び達成状況の把握

A 第2期計画の改善
評価で分析した課題の改善及び第3期計画の目標設定

資料

自殺総合対策大綱

相談先一覧

鹿角市自殺対策計画策定懇談会設置要綱

第2期鹿角市自殺対策計画策定懇談会委員名簿

自殺策定計画策定の経過

自殺総合対策大綱

「自殺総合対策大綱」のポイント

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）

○ 自殺者数は依然として毎年２万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は２年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後５年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、ＳＯＳの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- 令和５年４月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。 1

「自殺総合対策大綱」（令和４年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。
○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現 行：令和４年10月14日閣議決定
第３次：平成29年７月25日閣議決定
第２次：平成24年８月28日閣議決定
第１次：平成19年６月 ８日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和８年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和８年：13.0以下）※令和２年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」
＜第４　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
  - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」
＜第４　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

相談先一覧

行政

すこやか子育て課
花輪字下花輪50
心と体の健康相談
☎0186-30-0119　月～金曜日　8:30～17:15(水曜のみ19:00まで)

こころの個別相談
花輪字下花輪50
臨床心理士がこころの悩みを聴きます【要予約】
☎0186-30-0119（窓口:すこやか子育て課）
平日　10:00～16:00の1時間程度　※相談者に合わせて日程調整します

テレフォン病院24
医師・看護師などの専門職が健康・介護などに関する相談に電話対応をします
☎0120-959-783（鹿角市民は無料）　年中無休24時間受付
※公衆電話、番号非通知での利用はできません

WEB相談窓口（メール相談）
保健師・看護師・管理栄養士等の有資格者が、3営業日以内に個別に回答します
土日、祝日、年末年始以外は24時間受付
①QRコードから「ファミリー・ケア・ネットワーク」にアクセス
②「959783」を入力しログイン
③「ウェブ相談窓口」から利用

精神保健相談
大館市十二所字平内新田237番地1（大館保健所）
精神保健に関すること、心の健康に関すること、依存症・ひきこもり等に関すること
☎0186-52-3955　月～金曜日　8:30～17:00
※医師による相談（要予約）・・・第2・4木曜日　15:00～

鹿角警察署　警察安全相談
花輪字向畑100
内容により、関係機関に引継ぎ・連携対応
☎0186-23-3321　日時の制限なし

こども家庭センター
花輪字下花輪50
妊娠期から子育て期についての相談、妊産婦・乳幼児とその保護者
☎0186-30-0265　月～金曜日　8:30～17:15(水曜のみ19:00まで)

地域包括支援センター・社会福祉協議会

花輪・尾去沢地域包括支援センター
花輪字下花輪86番地2（鹿角市社会福祉協議会内）
高齢者に関する相談や悩みに対応します
☎0186-22-0502　月～金曜日　8:30～17:15（祝祭日・年末年始を除く）

八幡平地域包括支援センター
八幡平字小山50（いこいの里居宅介護支援センター内）
高齢者に関する相談や悩みに対応します
☎0186-22-4012　月～金曜日　8:30～17:15（祝祭日・年末年始を除く）

十和田地域包括支援センター
十和田毛馬内字毛馬内62番地1（けまない福祉コミュニティエリア多世代交流スペースどまっこ内）
高齢者に関する相談や悩みに対応します
☎0186-25-8264　月～金曜日　8:30～17:15（祝祭日・年末年始を除く）

大湯地域包括支援センター
十和田大湯字桂ノ沢1番地3（大湯温泉保養センター湯都里内）
高齢者に関する相談や悩みに対応します
☎0186-37-2088　月～金曜日　8:30～17:15（祝祭日・年末年始を除く）

ふくし総合相談窓口（暮らしの心配ごと相談）
花輪字下花輪86番地2（鹿角市社会福祉協議会）
心配ごと、福祉相談、ボランティア相談 【予約制・要事前連絡】
☎0186-30-1555　月～金曜日 8:30～17:15（祝祭日を除く）
fukushinosoudan@ink.or.jp

不登校・ひきこもりに関する相談
花輪字下花輪86番地2（鹿角市社会福祉協議会）
不登校・ひきこもりに関する相談 【予約制・要事前連絡】
☎0186-23-2165　月～金曜日 8:30～17:15（祝祭日を除く）
fukushinosoudan@ink.or.jp

不登校・ひきこもりに関する個別相談会・親の会
花輪字下花輪86番地2（鹿角市社会福祉協議会）
個別相談会の他、不登校・ひきこもりで悩んでいる保護者・体験者・相談支援機関のスタッフと近況や悩んでいることを共有します 【予約制・要事前連絡】
☎0186-23-2165　毎月第1土曜日 9:00～（祝祭日を除く）
fukushinosoudan@ink.or.jp
※相談時間は1人40分程度とし1日4組まで。開催日が変更になる場合もあるため確認が必要。

民生委員・児童委員相談
花輪字下花輪86番地2（鹿角市社会福祉協議会）
民生・児童委員が地域で問題を抱えている人の相談対応を行います
☎0186-23-2165　月～金曜日 8:30～17:15（祝祭日を除く）
fukushinosoudan@ink.or.jp

法テラス

法テラス鹿角法律事務所
花輪字下花輪50
法律相談全般 【事前にお電話下さい】
☎050-3383-1416　月～金曜日 9:00～17:30

秋田弁護士会相談センター
秋田市山王6丁目2番地7
法律相談全般 【事前にお電話下さい】
☎018-896-5599　月～金曜日 9:00～17:30

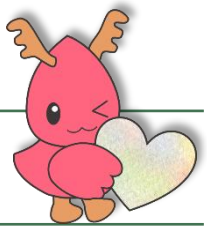

その他

シルバー人材センター　入会説明会
花輪字合ノ野245番地1
就業に関する相談（60歳以上対象）
☎0186-23-6644　毎月第2・4水曜日 13:00～（祝日の場合は変更あり）

シルバー人材センター　入会相談会
花輪字荒田82番地4（鹿角公共職業安定所内）
就業に関する相談（60歳以上対象）
☎0186-23-6644　毎月第1・3水曜日 9:00～11:00（祝日の場合は変更あり）

LINE相談（NPO法人子どもコンシェルジュ）
市内在住でLINEができる方　※英語対応可
LINE ID：321htzjr　終日（ただし、夜間の返信は翌日）

かづの厚生病院　患者支援センター
花輪字向畑18
受診、入退院、その他各種制度に関すること
☎0186-23-2111　月～金曜日 8:30～17:00（祝日を除く）

子育て総合案内所「OGARE」（子ども未来センター）
花輪字八正寺13
子育てに関する相談、0～18歳の子どもとその保護者
☎0186-30-0855　9:00～18:00　※休館：年末年始（12/29～1/3）

鹿角アディクション（依存症）問題を考える会
花輪字下花輪50（鹿角市福祉保健センター内）
依存症についてどのような解決方法があるのかを、当事者、家族、関係機関が集まって学習し、解決への糸口を探ります
☎0186-22-0700　毎月第3水曜日 19:00～20:30（祝日の場合は変更あり）

鹿角市障がい者総合サポートセンター
花輪字上中島93（福祉プラザ内）
障がいを持つ方、その家族のどんな相談にも！専門の相談員が常駐
☎0186-30-1088　月～金曜日 8:30～17:00（年末年始を除く）

鹿角市自殺対策計画策定懇談会設置要綱

（設置）

第１条　自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第２項に基づく、鹿角市自殺対策計画の策定にあたり、本市の自殺対策に関する事項等を協議するため、鹿角市自殺対策計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　懇談会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）鹿角市自殺対策計画の策定に関すること。

（２）その他自殺対策に関し必要な事項

（組織）

第３条　懇談会は、25人以内の委員をもって組織する。

２　委員は次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

（１）保健・医療関係団体の代表者

（２）社会福祉関係団体の代表者

（３）教育関係団体の代表者

（４）雇用・労働関係機関の職員

（５）関係行政機関の職員

（６）その他自殺対策に必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱された日から令和６年３月31日までとする。

２　委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

（座長等）

第５条　懇談会に座長を置く。

２　座長は、懇談会の議長となる。

３　座長は、鹿角市健康福祉部長とする。

（庶務）

第６条　懇談会の庶務は、健康福祉部すこやか子育て課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から施行し、令和６年３月31日限り、その効力を失う。

第2期鹿角市自殺対策計画策定懇談会委員名簿

（任期：令和5年10月23日～令和6年3月31日）

（敬称略）（〇座長）

No.	所属	役職	氏名
1	秋田県北秋田地域振興局 大館福祉環境部	副主幹	工藤　仁美
2	鹿角市鹿角郡医師会	監事	岩尾　昌子
3	かづの厚生病院	社会福祉士	嶋田　理恵
4	障がい者センター	主任生活支援員	小林　賢
5	鹿角市社会福祉協議会	地域福祉総合支援係長	工藤　慈子
6	鹿角市民生児童委員協議会	会長	戸田　公雄
7	鹿角の医療と福祉を考える 市民町民の会	副会長	中村　秀也
8	鹿角市老人クラブ連合会	会長	佐藤　芳美
9	鹿角公共職業安定所	企画紹介部門長	武田　一
10	かづの商工会	副事務局長	安保　奈緒美
11	公益財団法人鹿角地域 シルバー人材センター	主事	浅水　暁子
12	鹿角警察署	生活安全課長	井上　恒太
13	法テラス鹿角法律事務所	弁護士	志賀　貴光
14	秋田県立花輪高等学校	教頭	今川　浩子
15	鹿角市教育委員会	指導主事	阿部　博之
16	鹿角市子ども未来事業団	主任	佐藤　美穂
17	特定非営利活動法人 子どもコンシェルジュ	理事	青山　悌
18	鹿角広域行政組合消防本部	警防予防課　主幹	田中　章
19	鹿角市健康福祉部	部長	〇佐藤　康司
20	鹿角市健康福祉部福祉総務課	保護班長	大里　透
21	鹿角市健康福祉部あんしん長寿課	介護予防班長	石川　紀子
22	かづの多職種連携を進める会	会長	安藤　克之
23	花輪・尾去沢地域包括支援センター	管理者	田中　千賀子

オブザーバー　秋田大学自殺予防総合研究センター　特任助教　宮本翔平

自殺対策計画策定の経過

実施日	項目	内容等
令和5年 6月22日～7月21日	こころの健康づくりアンケート	市内の小学5年生、中学2年生、高校2年生に在籍する児童生徒554人を対象にアンケート調査実施
		回答数476人（85.9%）
7月1日～7月31日	こころの健康づくりに関する意識調査	18～79歳の市民1,500人を対象に意識調査実施
		回答数499人（33.3%）
9月26日	庁内連絡会議	20部署20人出席
10月23日	第1回自殺対策計画懇談会	21人出席
12月4日	第2回自殺対策計画懇談会	22人出席
令和6年 1月11日～2月9日	パブリックコメント	
2月26日	庁議	庁議により計画決定

第2期　鹿角市自殺対策計画
印刷発行　令和6年3月
発　　行　鹿角市健康福祉部すこやか子育て課
〒018-5201
秋田県鹿角市花輪字下花輪50
電話　0186-30-0119
FAX　0186-30-1257